

けれども、さらに、昭和五十八年度から相談サービス事業というのを実施いたしまして、全国に百四十五名の相談員を設置いたしまして業務体制の整備を図っているところでございます。

それから、遺族年金制度の創設でありますとか農業に専従する主婦の加入につきましては、遺族保障につきましては死亡一時金の支給対象を拡大するということの措置をとっておりまして、経営移譲年金の受給期間が短期で死亡した者の遺族に対する措置を講ずることとしたわけでございまして、ただ、遺族年金制度の創設でありますとか婦人の加入につきましては、いずれも制度の基本に係る問題でございまして慎重な検討を要するというところで、実現は極めて困難であるという判断でございまして。

○新村(源)委員 この年金の性格は、構造政策の一面を担っている、こういうことですから、これはやはり一般の厚生年金等と性格が違うわけですね。したがって、支給なりあるいは保険料等については、厚生年金等と格差のある部分は、政策資金としていわゆる国の財政負担が伴わなければ本法の制定された趣旨に合っていないわけですね。そういう観点から見て、後ほど具体的に聞いてまいります。今回の提案された内容は、そういう構造政策の一面というものを国の財政で賄っていく、こういう機能が十分果たされたと思っております。

○井上(喜)政府委員 非常に厳しい財政事情の中でございまして、そういう状況の中で、我々もいたしましては、農業者年金制度を制度本来の趣旨に即しまして効果的に運用する必要があると考えているわけですが、私どもとしましてはできる限りのそういう方向での努力はいたしたつもりでございまして。

給付につきましても、従来、厚生年金水準、厚生年金並みということでやってきたわけでございしますが、今回の改正におきましてそういう方向を堅持いたしておりますし、また保険料につきましても、平準保険料をかなり下回る水準の保険料

からスタートをする、こういう配慮もいたした次第でございまして、さらに構造政策的な効果を一層促進するというところで、これは経営移譲年金につきましても一定の格差をつけるほか、経営移譲後の農地の移動につきましても若干の緩和をいたしまして、農地の流動化の方向に即して考えていく、このように措置したり、あるいは今後法令等でそういう方向で措置する予定でございまして。

○新村(源)委員 それでは順次項目別に御質問を申し上げていきたいと思います。

まず最初に、経営移譲年金の給付水準の改定についてでございますが、これは昭和六十一年四月からは三千七百十円掛ける保険料納付月、こういうことになっておりますが、これがだんだん通減をいたしていきまして、二十年後になると二千二百三十三円掛ける納付月、こういうことになるのです。したがって、現行水準で大体三十五年を想定してみますと十二万九千八百五十円の給付が、同じように二十年後で、三十五年かけたものとして計算しますと七万八千五百五十五円、こういうように実に六〇・二％にしかならない、こういう低額になっていくわけですね。このような低い額では年金としての魅力というのはいくぶん薄れていくんじゃないか、こう考えるのですが、どういうように考えておられますか。

○井上(喜)政府委員 お答えいたします。

農業者年金の給付水準といふのは、先ほど御答弁申し上げましたように、従来から厚生年金程度の水準ということでやってきております。今回、公的年金制度が改正されることに伴いまして、本農業者年金の給付水準につきましても、そういう改正後の厚生年金の給付水準に準拠をいたしまして給付水準の調整を行うということにいたしましたわけでございます。

厚生年金の法律改正の趣旨につきましては、高齢化社会の到来、さらに今後そういう高齢化が進んでいく、こういう状況に備えまして、制度を長期に安定的に運営していくというための必要の改正と伺っておりますけれども、農業者年金につ

きましても同様の実態が農村社会で進行していることでございまして。そういうことで、私どももいたしまして、農業者年金制度の将来の安定を図っていく、そういうことのために、少なくとも厚生年金並みの給付水準の調整をしていく必要があるのではないかと、こういうことから、確かに御指摘のように、現行の水準を約四〇％下るような水準になってまいるわけでございましてけれども、やむを得ないものとして、従来からの厚生年金の給付水準の改定に準拠をして農業者年金の給付水準を改定するというふうにいたした次第でございまして。

○新村(源)委員 局長、厚生年金の給付水準というところをおっしゃっていますが、今回のこの年金額の算定単価に用いた農業所得の月額額は十三万一千円ですね。しかし、厚生年金給付額のモデル算定に用いた月額額は二十五万四千円ですね。こういうことでこれは厚生年金並みということが言えるのですか。

○井上(喜)政府委員 私どもが従来厚生年金並みと申し上げておりましたのは、農業所得をもって厚生年金に加入した場合に受け取るであろう年金額を厚生年金並み、その水準の給付を行うことが農業者年金で厚生年金並みの水準の給付を行う、こういうふうにして申しているわけでございまして、今先生御指摘のように、この農業所得と実際の厚生年金に加入しております標準報酬月額との間には差があるわけでございまして、その条件の差によりまして違いというのはいくらでございまして、同じような条件で加入をいたしました場合、つまり農業所得相当の月額報酬を持っている人が厚生年金に加入した場合に受けているであろう水準の金額が農業者年金制度においても受け取れるようになっていく、こういう意味でございまして。

○新村(源)委員 局長さん、それはどう考えたって詭弁としか聞かれないのですよ。農業所得を月十三万一千円、厚生年金は二十五万四千円、五〇％でしょ。こういう状態の中で、先ほど申し上げましたように、さらにこの給付水準というのを

引き下げていくということになれば、本当に農民の老後を支える、あるいはさらに構造政策の役割も果たしていく、こういう二重の性格はこれの中ではどう言ったって見られないですね、所得のところが、給付のあり方、こういうものから見て。これはどうしても納得できないですね。

○井上(喜)政府委員 農業者年金を算定いたしました場合に、基礎となりますのは農業所得でございまして。その農業所得に比例する部分が非常に大きいわけでございまして、御指摘のような形で年金額を増加するためには農業所得を全体として高めいく措置が必要でございまして。私ども制度の運用の担当者としては、そういうものもろもろの施策によりまして一定の農業所得が確保される、こういう前提のもとに農業所得を算定しているわけでございまして、その結果そういう条件のもとに算定いたしますと、現在のところ十三万一千円の農業所得と相なる、こういうことでございまして。おっしゃる通りに、これを厚生年金の標準報酬月額水準にまで高めていくというのは、農林省だけではなしに政府全体としての各種の施策によりましてそのような努力は別途していくべきものである、このように考える次第でございまして。

○新村(源)委員 ところが、後で農民負担の問題についてもうちょっと詳しく触れたいのですが、ここで、農民の所得が十三万一千円、そしてこれを基準にしてどのぐらい農民が掛金を掛けていくかといふと、昭和六十二年で月額八千円ですね。それから、これは農業者年金基金法では当然国民年金に加入していなければならない、こういうことで国民年金にさらに六千八百円、夫婦で掛けますと一万三千六百円、さらに付加年金掛金を掛けますと農民の負担が月額二万二千円になるのです。しかし、厚生年金の方は二十五万四千円ということにしまして二・四％、半分は事業主負担ですから、一万五千七百四十八円です。所得は安く設定はしてあるけれども、実際の掛金というの、農業者と厚生年金加入者と比較をします

と七千円余の差も出てくるわけですね。これをどういうように理解されるのですか。

○井上(喜)政府委員 今回の農業者年金の保険料の改定をいたしますと、先生の御指摘のような状況になるわけでございますし、またそれを厚生年金の加入者の保険料と比較いたしますと、これも御指摘のとおりでございます。

これは制度の仕組みが違いますのでどうしてもこういうことにならざるを得ないのでございますが、要はその保険料を農家が負担をできるのかどうかということでございます。ただいまの六十二年度で夫婦二人の国民年金の保険料と合わせた保険料負担は月額二万二千六百円ということでございますが、これを農家所得全体で見ますと、これは年の負担額として見ますと農家所得の中では五・一%を占めるわけでございます。これを農家に負担していただくことになるわけでございますけれども、まず農家にとっても受け入れ可能な水準ではなからうか、このように考えている次第でございます。

なお、保険料水準につきましては、平準保険料が年金財政の健全化のためには必要でございますけれども、農家負担の軽減を図る、こういう趣旨から今回の引き上げも平準保険料水準まで引き上げないで八千円から引き上げていく、このような措置をとった次第でございます。

○新村(源)委員 いや、私の言っているのは、この農業者年金に加入している者が月二万二千六百円も払っていく。厚生年金に加入している方が一万五千七百円ということですね。しかも、その土台になる所得というのは、農家の場合は十三万一千円、厚生年金の場合は二十五万四千円ということでしょう。こういう設計というのは、農業者年金だけをとりえていけば制度の上からやむを得ないとおっしゃるけれども、対比をした場合、他の年金と比較をした場合に、こういう大きな格差が出てくるわけですね。これでいいのかということですが、これは本法が成立した当時から、いわゆる厚生年金等の被用者保険のこれと均衡してという

ことがずっと貫かれてきているわけでしょう。ところが、ここに来て既に五〇%の差がついてしまっている、こういうことではないのですか。

○井上(喜)政府委員 国民一般の老後の保障といえますのは国民年金によって行うということでございまして、農業者年金の場合はあくまで国民年金の付加年金ということでございまして、この年金は、適期の経営移譲によりまして経営者の若返りでありましてとかあるいは農地の細分化防止というような政策目的を貫徹する、そういう目的を追求する、こういう年金であるわけでございます。その手段といたしまして、老後に一定の年金額を支給することにしたしまして経営移譲を促進するということでございますが、その場合の給付の水準といたしまして、厚生年金並みというのを従来とってきたわけでございます。

ただ、それを賄います保険料につきましては、年金財政の中が違いますので、必ずしも厚生年金と同様にはまいたらないわけでございます。従来、比較的厚生年金の保険料と農業者年金の保険料とが近似していたわけでございますが、今回かなりの差が出てくるというふうになるわけでございますが、これも制度の仕組み上やむを得ないかと考えている次第でございます。

○新村(源)委員 制度の仕組み上しうがないうことと、少なくとも政府はそういう言い方をできないと私は思うのです。立法の精神から見てもこれは到底理解できることではないのです。ですから、これはもし純然たる年金ということであればこういう結果は出てこない。いわゆる構造政策というものを余りにも前面に押し出す関係上、他の年金と比較すると非常に格差の多い年金の仕組みになってきておる。したがって、構造政策というそういう部分については農民の犠牲において行われているということがこの結果として明らかになっていくのですが、そう思いませんか。

○井上(喜)政府委員 農業者年金の場合には一定の政策目的を持つということには御説明したとおりでございますが、このために、政府といたしまして

てもかなり高率の補助金を交付をするということもいたしておりますし、また年金額自身につきましても、将来物価が上がりますれば、それに応じように物価スライドして年金を上げていくというように制度をとっているわけでございます。確かに厚生年金と比較いたしました場合に、保険料については将来違ってくるわけでございますけれども、農業者年金自身に即していいまして、農業者が保険料を納めて、将来、適正な経営移譲をすれば、それに見合う経営移譲年金が受け取れる、こういう仕組みは堅持しているつもりでございます。

○新村(源)委員 ですから、私がここで言いたいのは、構造政策部分を適正に国が持つてないということですよ。これは現在の年金会計から見れば五千七百億余の資産がございますが、将来を展望すればこうならざるを得ない。したがって、長期にわたって構造改善部分の国費の負担が不足をしていることが農業者年金に端的にあらわれてきている、こういうように指摘せざるを得ないわけですね。ですから、時間の関係で次に進めてまいりますが、これはもう重大な指摘として残しておきたいと思っております。

次に、特定譲受者以外の者に譲渡した場合、五年で四分の一の格差を設けることになっておりますね。同一保険料を払っておりながらこのような格差をつけるということは、ここでも構造政策にこだわって個人の経済的な権利を侵害している、こういうふうに私は指摘をせざるを得ないというふうに思うのですが、どうですか。

○井上(喜)政府委員 今回の改正によりまして、経営移譲をする相手方によりまして経営移譲年金の額に差を設けることといたしておりますけれども、これは農業者年金の政策目的に照らしまして、その政策の適合度というのを基準にいたしましてこのような格差を設けるようにいたしましたわけでございます。具体的には、農業者年金の被保険者等農業に常時従事する者に経営移譲する場合とそれ以外の者に経営移譲する場合とで年金額に差

を設ける、こういうことになるわけでございます。

これにつきましてもいろいろ御議論はあろうかと思っておりますけれども、農業者年金の政策的な側面を考えますれば、そういうことも御理解いただけるのじゃないかと思うわけでございます。また政策年金であるがゆえにかなり大きな財政負担もしているという状況でございます。あるいは、私も研究会におきましてこれも議論になったわけでございますが、実態的に見てこのような格差をつけるのもやむを得ないではないか、こういった御意見であったわけでございます。もちろん私もそういったしましては、差のつかない年金額を希望いたします場合には経営移譲者がこれを選択することもできるわけでございます。そういうようなこともあわせ考えましてこのような格差をつけたわけでございます。

なお、格差のつけ方にいたしましては、これは一気にならぬ格差をつけるということではなく、五年間の期間をつけて徐々にならぬ格差をつける、こういうことで、生活設計を、今やっている人に急激な影響を与えないような措置をとったつもりでございます。

○新村(源)委員 局長、ここでも政策年金というそういう部門を個人の犠牲において行うこととして、政策部分というのは国の財政負担によって行うものであって、このように個人が同等に掛けてきたものに格差をつけるということはその者に対する経済的な侵害であるということとは明らかでしよう。そうでないですか。現実の問題としてそういうやりませんか。

制度としてはそうかもしれない。しかし政策というもので被保険者、いわゆるこの場合では受益者ということになりますか、そういう者に犠牲を強いている。そういうことでございまして、私はこの問題については、特定譲受人に譲り渡した場合にこれは別途な会計からこれを報償すべきだと思いますか付加すべきであって、その以外の者に譲り渡した者であっても正規な年金が受給でき

るように組みかえるべきだ、私はそういうように主張します。

○井上(喜)政府委員 ただいまの御意見は御意見として承っておきたいわけですが、確かに今まで同じ保険料を払いまして、それから年金も、経営移譲いたしました場合には同じような年金を受け取って来た、こういう経緯はあろうかと思うわけですが、先ほどもお答えいたしましたように、農業者年金というのは、他の公的年金と違いまして適正な経営移譲によりまして一定の政策目的を追求いたします政策年金でございます。したがって、そういう中身に照らしまして一定の格差をつけるのもやむを得ないのではないかと、そういうふうに申し上げたわけでございますし、さらに経営移譲の場合は、経営移譲者の意思でもって後継者移譲をいたしますとかあるいは第三者移譲にする、そういう余地も残されているわけでございます。四分の一の格差がつきましても、その金額につきましては、老後の保障といふことも考えまして我々としては決定をしたといえますが、こういう制度にしたわけでございます。

それらの点を総合的に勘案いたしましたところ、程度の格差がつくのはやむを得ないではないかというふうにした次第でございます。

○新村(源)委員 人の痛みはいつでも我慢できますよ、局長。実際に今の農業情勢はどうですか。本場に、好むと好まざるとにかかわらず兼業農家にならなければ生活が維持できないというのが今の日本の農業の実態ではないですか。しかも経営移譲ということは即農民の唯一の資産である農地、これを、そういうことだからほかの人に売るんだということではできませんか。そういうこと、実際としてできますか。ですから私は、どうあってもこの問題は今の農業の実態から見ても承服することはできません。したがって、この問題につきましては、私どもの方で修正案でもってさらに対決をしていきたい、こういうように存じます。次に、農業者老齢年金の給付でございますが、これは支給要件は一部改善されました。しかし、

経営移譲ができなかった場合、農業者老齢年金、これより支給されないわけですね。前の問題と同じような関連を持つわけですが、残念ながら、土地は唯一の財産であるために、本場にそうしたいけれども適当な特定譲受人というものを採ることができなかった、こういう場合には六十五歳以降経営移譲年金の四分の一より支給されないわけですね。こういうような不利益がこの中にさらにあるわけですね。一体これはどうお考えになりますか。

○井上(喜)政府委員 農業者年金制度には、経営移譲年金、それから老齢年金の支給というのがございますが、経営移譲をしなかった人に対しては老齢年金だけが支給されるわけでございます。制度の仕組みといたしましてそのような仕組みになっているわけでありまして、これもやはり、経営移譲を促進するという立場から、一定の老後の保障をするという老後保障と裏腹の関係でこの制度を仕組んでいるわけでございます。その結果が老齢年金の年金額をかなり低目に抑えた、こういう経緯があるわけでございます。

今御指摘のように農業者老齢年金がかなり増加をするというようになりますと、これは生涯支給する年金でございますので、相当の保険料を引き上げる必要がございます。そういった問題があるわけでございます。私どももいたしましては、制度の仕組みの基本を今回の改正においても変えなかった次第でございます。

○新村(源)委員 非常に答弁不満でございますけれども、先に進みます。今回は、脱退一時金及び死亡一時金の額を昭和六十二年一月から四割引き上げる、さらにまた死亡一時金の支給対象の拡大が図られました。しかし、農業者年金関係者の長年の要望であった遺族年金制度というのは今回も見送られているわけですね。これは非常に残念だと思います。したがって、この点につきましても後ほど私どもの修正案でもって私は要求をしてみたいと思います。次に、保険料の改定でございますが、農業者年

金の被保険者は国民年金の加入者であるわけですね。一体農民の負担というのはどういうふうになっているのだからということをお私はずっと計算をしてみたのです。

六十二年一月の八千円を起点にいたしまして、六十六年の一月に一万一千二百円。この一万一千二百円を固定をしまして、そしてこれを年六分の複利計算でやってみました。そうしましたら、二十五年で七百四十二万六千八百八十三円、三十年では一千七百三十三万五千五百円、三十五年では実に一千五百六十六万五千円という膨大な額になるわけですね。しかも、これは私がさっき言ったように、六十六年一月以降の掛金はずっと据え置いたものとして計算をしてその膨大な額になるのです。すね。そしてこのほかに、農業者は夫婦二人で一カ月に一万三千六百円も払っていかねければならぬ。これは一万一千二百円というものを固定して金を出していかねければいけません。そうすると、農家が三十五年払うものとすれば、少なくともこの期間に三千数百万の掛金及びこれに対する利子といふものが持ち分としてあるわけですね。

そこでもちょっと見ますと、さっき言いました七万八千五百五十五円、これが大体三十五年たった後で支払われるということですね。そしてそれは、たった五年間より払われなくて、五年間で幾ら支払われるかといえますと、四百六十八万九千円です。そして、一千五百万の金利は八十五万八千円です。これは一体どうなっているのですか、この年金の会計は。こういうふうに計数的に追ってみますと、これは余りにも構造政策だけ追求をして、農民の老後、負担などというのは全然考えてない、この数字から見ますと。この点についてどうお考えになりますか。

○井上(喜)政府委員 ただいまの計算でございますが、幾つかの前提を置かれて計算されたと思いますが、年金の場合には物価のスライドの問題もございまして、それから金利の動向あるいは給付の状況、そういうことによつてこれは将来的に保

険料にも影響を与えるわけでございますので、そういう全体を見て保険料と給付の関係を見ていく必要があるかと思ひます。

私どもは原則的に、年金の場合には、例えば保険料につきましては社会保険料の控除の制度がございまして一定の優遇措置をとられておりますし、それから物価スライドによりまして年金額が上がついていくというようなこともございます。さらには補助金等もあるわけでございますので、全体として見れば、具体的に金額でどう計算したわけではございませんけれども、やはり農業者年金の方が有利ではなからうか、このように考えるわけでございます。

○新村(源)委員 物価スライドとかあるいは給付金のスライドというのは、掛金をそのままにしておいて給付金だけ上がることであります。必ず掛金が上がってくるでしょう。そうしたら今の局長の答弁なんというものは、一方のことを押さえておいて一方の条件だけを言っておるわけですね。しかし、少なくとも年金会計といふものを計算するときにはこういう方式で計算して、そして将来展望どうなっていくかということでは掛金なり給付率といふものは決まってくる、そうでないです。当初から物価スライドを予想されるのであれば、それは当然掛金の中に織り込んでおくわけでしょう。どうなんですか。

○井上(喜)政府委員 確かに、年金財政を支えるものとして収入と支出があるわけでございますけれども、いろいろな要素によつてこれが成り立つわけでございます。例えば加入者にいたしましても順次変化をしていくものでございまして、受給にいたしましても受給権者の数あるいはその中身といふのは必ずしも一律でないわけでございます。こういった点を全体として考える必要があるかと思ひます。したがって、何か一つの条件だけを設定をして、その場合にしかじかのこ

○新村(源)委員 これは非常に重要な基本的な問題ですし、もっと別な機会にゆくり詰めてみたいと思います。今の局長の答弁ではどうしても納得できません。

次に、基本的な問題として大きな問題があります。それは、昭和六十七年度では被保険者が六十二万人、それから受給権者が六十三万人です。加入している者よりも年金をもらう方が多くなっているわけですね。それから、去年の三月末のいわゆる年齢階層別の保険加入者の数を調べてみますと、五十歳以上、もう十年たった年金を受けられる方が加入者全体の五六・四％、さらに四十五歳以上を拾ってみますと、実に七三・二％にも達するわけです。これは今の農業者年金基金法の健全な運営ができないという根拠になっているのじゃないですか。今の矛盾した、掛金が高くなる、そして給付金が安くなっているというのはいくらに根差しているのではありませんか。農業者年金への加入という構造政策をこの中で余りにも強く押し出すためにこういう半端な逆ピラミッド型の構成になっている、こういう点についてどうしようにお考えになりますか。

○井上(喜)政府委員 加入者とそれから受給権者の数の推移でございますが、これは当分の間は加入者が若干減つてまいりますが、受給権者の方が増加をしていく。これがある時点で逆転するわけでございます。さらにその先を見ますとまた加入者の方が増加をいたしまして受給権者の方が減少してバランスを回復する時期があるわけでございますが、ただいま御指摘のとおり、ここ当分の問題といたしましては加入者が減少して受給権者の数が多くなってくる、これは非常に大きな問題だと考えております。

ただ、当面の対応といたしましては、六十年度末には約六千億円ぐらゐの年金の資産が残るわけでございます。しかし、その後については問題が出てくるわけでございますので、私どももいたしましては早急にその後の対応について検討いたしたいと考えておる次第でございます。

○新村(源)委員 このように、本年金制度は非常に重大な決意を持って取り組まなければならない時期が遠からず来る。しかし、農民の将来を保障するという重大な使命は絶対に動かしてはならない。こういう形で、大臣、これからの取り組みについての御決意をひとつ伺いたい。

○佐藤(源)大臣 新村先生にお答えいたします。私、今まで聞いておりました、二つの大切な問題があると思います。その一つは、農業者年金制度というのは長期的に安定した制度として維持すること。それからもう一つは、政策年金という役割をどう高めるか。この二つの点があると思います。したがって、この二つの大切なことをどのように満足させるか、これが一番大切だと思います。

そのことで一番大きな問題は、給付と負担のあり方の問題、それから経営移譲年金の支給開始年齢の問題等、そんなことで先生先ほどから御指摘ございました制度の基本的枠組みに係る問題等については、部内に設けております研究会等の場において十分検討したい、このように考えております。

○新村(源)委員 最後に、これはまた大臣にお伺いしたいのです。

去る三月、これは各界の名士が五百名近く集まっている席上でございましたが、全国の農業団体の極めて指導的な立場の方が、このままの農政が続けば日本の農業は崩壊する、こういうことをあいつつの中で明らかに申されました。私もそれと全く同じ感じを持って、私みずからが農民ですから、いつも農業の行方を案じております。

殊に、最近貿易摩擦がこのように高まってまいりまして、アメリカからまさに無法とも言うべき、貿易自由化どころか市場開放というのを迫られてきておるわけです。そして、これに便乗するがごとく、経済界、学者の方々が、日本の農業は過保護だ、過保護であるから進歩性がないということを盛んにキャンペーンしておるわけです。ところが大臣、日本の農業は一体どういう役割

を果たしてきましたか。戦後において日本の経済が高度成長、どんどん伸びていくときには農村から若い優秀な労働力をこの産業の中にどんどん吸収していった、そして今日の日本の経済社会を建設したのじゃないですか。そして、そのために農村は過疎化に陥っていった。しかし、過疎化に陥ったけれども、財界や学者が指摘しているように日本の農業は停滞していません。米につきましてもあるいは麦につきましても、さらには牛乳や肉、卵、野菜、果樹、どれ一つをとってみましても、その技術的な水準は極めて高いものがあるでしょう。そして、少ない農民でもってそういう高い生産を上げる。しかし、貿易の自由化によって、そういう高い生産が上がっているものを、政府は輸出するとかということでも市場調整を全然しなかったでしょう。全部、生産調整だあるいは減反だと農民にばかり向かって押しつけてきたでしょう。そういう中で、一体農民というのは希望の持てる芽がありますか。

現在だつて、北海道には中国、韓国あるいは東南アジアから多くの研修生が日本の技術を学ぼうとして来ています。ですから私は、今日の財界や学者のあられもないことを言っている言論に対して、歴史的な経過を責任を持って、そういうことは違う、日本の農業はこういう役割を果たして現在なお健全だ、そのように農林水産省は反論すべきであると思うのですが、どうですか。

○佐藤(源)大臣 先生にお答えいたします。

日本の農業に対する認識は、私は先生と全く同じでございます。我が国の限られた国土資源や国土の固有の自然条件のもとで、食糧の安定供給を初めとし、健全な地域社会の形成、国土、自然環境の保全等、農業の持つ多面的な役割を發揮させていくためには、一定の助成、保護措置が必要だと考えております。欧米におきましても農業に対して一定の保護措置が講じられているところであり、ちなみに我が国の農業関係予算を欧米諸国と比べて場合、農業総生産額に占める割合や農家一戸当たりの金額で見れば、一概に高いとはいえない

と思っております。しかしながら、内外の厳しい状況のもとで我が国の農業の健全な発展を図るためには、生産性の向上を通じて農業の体質強化を進めることが重要であるので、今後とも全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○新村(源)委員 最後に、今の市場開放という問題で、自由化にさらされようとしておる農民あるいは農業団体はまさに戦々恐々としております。今、農産物の関税の問題や、あるいは自由化がもし進められたら、我々はもうどうにもならないという考え方でいっぱいでございます。したがって、今回中曽根総理が先頭に立って市場開放問題に取り組んでおられるようですが、事農畜産物に限っては農林大臣が体を張って守ってもらいたい。そういう決意を、大変恐縮でございますが、もう一回お聞かせいただきたいと思ひます。

○佐藤(源)大臣 先生にお答えいたします。農業というのは、生命産業として、国民生活にとりまして最も基礎的な物資である食糧の供給を初め、先ほど申したようなことでございまして、また、地域社会におきましても就業機会の提供など、地域経済社会の健全な発展を図る上でも非常に大切だと思っております。

このような農業の重要性、特殊性にかんがみまして、実は総理も、先生御存じのことでございますが、去る九日の本会議におきまして、アクションプログラムにおける農業の取り扱いについては、国際的に説明できるものでなければならぬが、国民生活あるいは国民経済における役目等々も十分考えて、その特殊性に留意しつつ行方べきものであると考えている旨、答弁されたところでございます。

そんなことでございまして、私としても、農業の重要性については今後とも各方面の理解を得るよう努めてまいることとしておりますし、また、アクションプログラムの策定に当たりましては、我が国農業を生かし、その健全な発展を図ること

を基本にして、関係国との友好関係にも留意しながら慎重に対処してまいりたいと考えております。

○新村(憲)委員長 終わります。

○今井委員長 次に、細谷昭雄君。

○細谷(昭)委員 このたびの農業者年金基金法の一部改正は、局部的に見ますと、これまで要望されてまいりました制度改善の要望というものを一部聞き入れ、しかし、大筋では臨調行革、特に財政当局の言うままの、言うなれば後ろ向きな改正と言わざるを得ない、こういうふうな思ふわけであります。私は、例えば前の委員会でも審議しました金融三法、そして今参議院で審議中であります補助金の一括削減合理化法案、この一連の法案と軌を一にするものではないか、こういうふうな考えをもち、基本的には反対せざるを得ない、こういう立場から幾つかの質問をしたい、こういうふうに思っています。

評価できる点から最初に申し上げたいと思っておりますが、その第一は、年金受給資格期間の取得措置の改善であります。

その中の一つに農業者団体の救済措置が含まれておりますが、これは昨年の七月五日、当委員会でも農林年金法の一部改正に関連いたしました私問題提起をし、当局が実態調査と検討を約束されたものであります。昨秋には早速実態調査をやられた、その上で今回の改正というものに踏み切られた。私は、この果敢な対応に対して敬意を表するとともに、この改正によって救済される該当者の皆さん方にかわって厚く謝意を申し上げたい、こんなふうに思っています。

そこで、この対象者は一体どういう法人にされるのか。これは「政令で定める」となっておりますが、この法人指定の予想をお知らせ願いたいと思っております。

○井上(憲)政府委員 空期間の通算措置の対象になります団体役職の具体的な範囲につきましても、現在検討中でございますけれども、今のところ私も考えておりますことを申し上げますと、まず農林年金の適用団体でありまして、農業

協同組合それから土地改良区、森林組合、漁業組合等でございます。これらの団体に共通した指標といたしましては、農林漁業者が自主的に組織した団体である、それから農林漁業者の社会的、経済的地位の向上、あるいは農林漁業者の振興を図るための業務を行うものであること、それから非営利法人であること、それから最後が、その大部分の役員がその構成員であります農業者の中から選挙、選任される、そういう団体の常勤の役員、こういうのを予定しているわけでございます。

○細谷(昭)委員 次に、一般の六十歳から六十五歳までの年数の不足者、この救済措置が今回改正の対象になっておるわけであります。これも前々から言われておることで喜ばしいことだと思っておりますが、この対象者数と、そして財政的な影響はどうか、この点お伺いしたいと思います。

○井上(憲)政府委員 六十歳から六十五歳までの者の任意加入の問題でございますが、この措置の対象となりますのは約一千名程度ではないか、このように考えております。したがって、年金財政にはほとんど影響はないというふうに考えております。

○細谷(昭)委員 三つ目は、厚生年金の適用事業所の範囲拡大に伴う資格喪失者の救済措置が今回の農業者年金法で行われておるわけであります。「一定の要件」というふうな法案にありますが、この「一定の要件」という中身は何でしょうか。

○井上(憲)政府委員 厚生年金の適用事業所の範囲の拡大に伴いまして、農業者年金の被保険者資格をなくした人につきましても、一定の要件に適合する期間を空期間として通算をする、こういうことでございますが、今考えておりますのは、農業を継続していることというふうなことを考えているわけでございます。

○細谷(昭)委員 それはちょっと違うんじゃないですか。今、後ろの方からあれがありますから……。

○今井委員長 しっかり答弁せよ。

○井上(憲)政府委員 空期間の通算措置をとりま

だいま申し上げましたように、この資格をなくしまして、後の期間、農業を継続していることというのが条件になるわけでございます。これが主たる条件であります。そのほかの条件といたしましては、そういうことを申し出るというふうなことがあるかと思いますが、中心になりますのは、今申し上げました、農業を継続して行っているというところが中心でございます。

○細谷(昭)委員 私は、この適用事業所の範囲拡大に伴うところの資格喪失者の救済措置に関連いたしまして、もしそうだったならば、もう一歩踏み込んで、例えば法的に規制されております農村工業導入法、こういったもので就業した者、農村工業導入法による工場誘致、そこに就職した者が倒産その他何らかの形で離職をする、そういうことも現実に行われておるわけであります。そういう人の方の期間も空期間として算入するという道を講ずべきじゃないか、こんなふうに思うのですが、その点の検討はいたしませんでしたか。

○井上(憲)政府委員 今回の農業者年金の場合は、国民年金に加入しているというのが当然の前提になるわけでございまして、農村工業導入法の場合のように、その導入企業に就職いたしますと当然のこととして被用者年金に入るわけでございますので、その場合には農業者年金の加入者ではなくなるわけでございます。

○細谷(昭)委員 この問題については我が党としても修正案等で皆さん方に御提示いたしました。こういうふうに思っていますので、政府としてもこれは前向きで検討すべきではないか、こんなふうに思うわけでございます。

次に、評価できる第二の点であります。農業者老齢年金の支給要件が改正された点であります。この対象人員と財政上の影響についてお伺いしたいと思います。

○井上(憲)政府委員 今回の老齢者年金の支給要件の緩和の対象となります者は、年間約四十名程度を見込んでおります。したがって、年金財政に与える影響につきましても極めて軽微なもの

であらうと考えております。

○細谷(昭)委員 この農業者老齢年金の支給要件が改正されたことによつて救済される人数が年間たつた四十名ですか、それは本当ですか。

○井上(憲)政府委員 私どもが手元に持つております資料ではその程度と見込むわけでござい

○細谷(昭)委員 これは全くそういう点では評価できるという人数ではないわけであります。四十名であっても救われるという点は喜ばしいと思うのですが、財政への影響がないということだけでちよいちよいと直したということになりかねないわけで、これは大変まゆづつばものではないか、こんなふうに思うわけでございます。

第三は、死亡一時金の支給対象の拡大でありますけれども、遺族へのせめてもの配慮があったという点で、これも大変喜ばしいことだと思つてお伺いしますが、問題は遺族年金制度がなぜ今回も採用にならなかったのか。極めて遺憾だと思つたのですが、その理由をお知らせ願いたいと思つた。

○井上(憲)政府委員 死亡一時金の支給対象の範囲を拡大したわけでございまして、従来から言われております遺族年金につきましては、農業者年金が国民年金の付加年金として、しかも農業構造改善を目的とする政策年金である、こういうことで制度ができて上がっているわけでござい

○細谷(昭)委員 これは後の対策の方でもまた触れたいと思いますが、やはりこの政策年金の不備というものがございまして、この不備を補完するということがどうしても必要な面です。我が党としても修正案の中でこの問題についてはさらに詰めていきたい、こんなふうに思っているわ

けであります。

以上、評価すべき点は三点であります。次に私は、改正をする点でマイナスといいますが、後ろ向きといえますか、極めて問題があるという点について質問したいと思います。

その第一は、給付水準の引き下げの問題であります。

経営移譲年金と農業者老齢年金の両面で大幅な引き下げが提案されておるわけですが、制度自体としてはこれは全く後退と言わざるを得ないと思うわけであり。農業所得のとり方などについては新村委員の質疑がありましたので省きたいと思ひます。サラリーマンの後継者へ移譲した場合の減額、二五％を減額するということがございますが、これは極めて不当なものとして反対せざるを得ないと思ひますが、その対象人員はどのように推定されておられますか。

○井上(喜)政府委員 この対象になります数につきましてはいろいろ条件によって変わってくるかと思ひますが、今、経営移譲いたしました五〇％程度がいゆるサラリーマン後継者でございます。最近の傾向といたしましてはこのサラリーマン後継者の数がふえてきているわけでございますが、私どもといたしましては、この最近時点の五〇％、その程度にはとどまっていくなかにはないかと考えておるわけでございます。

○細谷(昭)委員 人数は。

○井上(喜)政府委員 五〇％というのは経営移譲した人の五〇％ということでございます。具体的数字を申し上げますと、五十八年が四万三千九百三十件のうち二万四千五百九十六件、五十七年が四万二千八百六十三件のうち二万二千五百九十一、五十六年が五万一千九百六十一件のうち二万七千九百九十四件、このようになってございます。

○細谷(昭)委員 今回、厚生年金の加入対象者の拡大が図られるわけ。五人未満の事業所につきましても今度は厚生年金の対象になる。こういうことからしますと、この五〇％はそれも含んで

はおると思うのですが、大幅に農業者年金の加入者が減ってくるということは必至だと思ひます。このサラリーマン後継者の移譲年金が大幅にダウンするということは、これに拍車をかけることにならないのか、私はそのように非常に心配しているわけですが、その点どうでしょう。

○井上(喜)政府委員 厚生年金の適用事業所の範囲が拡大していくわけでございますけれども、これにつきましては、従来五人以上の規模の事業所につきましても既に厚生年金が適用されているわけでございます。今回、こういう従来の方針から、全体に適用していく、五人未満の規模の事業所についても適用されていくわけでございます。

ただ、その場合も、この適用対象になる事業所は、定期的に今報酬をもらっている人、こういうことに相なります。農業生産法人の実態からいいますと三〇％ぐらいの人がそのような形態にあるようにございまして、厚生年金の適用事業所の範囲が拡大いたしましたも相当部分の人はなお農業者年金に残っているのではないかと、このように考えるわけでございます。

○細谷(昭)委員 今、農村集落は混住化時代といいますが、二種兼業がどんどんふえているという現実でございます。農林水産省もひとりのように中核農家、中核農家ということばかり言っているのではないかと、中核農家と二兼、この人方とかに共同作業をしていくのか、共同生活をしていくのかという方向に現在政策が定着しつつある。

しかし、このようにサラリーマン後継者に対する移譲年金をダウンさせるということからしますと、やはり政策に極めて疑問があると私は言わざるを得ないのです。この点で皆さん方にぜひとも私は反対をしたいというふうに思ひますので、皆さん方としまして、このような、職業によつて、年金をかけておる人が片一方は満額もらひ、片一方は七五％しかもらはない、こういう差別をつけるべきじゃない、こんなふうにしてお

るわけであり。この点は反対を表明したいと思ひます。

現行の老齢年金でも、月額にしますと一万八千五百六十円にしかありません。現在の老齢年金だけからしますと、それが今の給付の引き下げによりまして二十年後には月額一万一千六百六十円になる。これはもうとにかくあつめ玉にもならないと思うのです。四〇％引き下げということになるわけ。これは私は大変むづかしい話でありまして、むしろ我が党としましては、この現行の老齢年金は少なくとも倍額にした方がいいじゃないか、こんなふうにも修正案としても提案し、御審議願ひたい、こんなふうにしておるものでござい

私は、極めてこの改正点で問題なのが、この給付水準の引き下げ、ますますこの点では農業者年金に魅力が失っていくということになりかねないという点で心配であります。

第二に、「特定譲受者」という規定がござい

ますが、この特定譲受者とそれ以外の者の区分基準というものは、政令でどういふに決めるおつもりでしょうか。この点をお伺いしたいと思ひ

す。

○井上(喜)政府委員 まず、前段の給付水準の引き下げでございますけれども、このたび厚生年金等の公的年金制度の改正があつたわけござい

ます。農業者年金におきましても、これを取り巻く環境といひますのは厚生年金の場合と同様の状況もあるわけございまして、高齢化が全体としてやはり進んでおりますというところであります。か、あるいは私どもが当初予想した以上に経営移譲をする農業者が多い、こういうような状況も出てきているわけございまして。そういうことで、年金財政についてもいろいろ問題が出てきております。そういうことも勘案いたしまして、かつまた従来からの厚生年金水準という給付水準の考え方もございまして、そういうような考え方も踏まえて今回の改正をしたわけでございます。給付水準の改定につきまして

も、厚生年金並みに、二十年間をかけた漸次給付水準の適正化を図っていくことにしたわけございまして、この点、御了解を賜りたいと思ひます。

次に、譲受者の場合に特定譲受者と特定譲受者以外の者というふうに区分をいたしまして、経営移譲をいたしました場合に移譲年金に格差をつけるわけでございますが、その具体的な要件といひますのは政令で定めますが、ただいま検討しておりますことを申し上げたいと思ひます。

まず、第三者移譲の場合でございますが、一つは、農業者年金の被保険者は特定の譲受者の範囲に入ります。それから次に、農業に常時従事する者でありまして次の条件のすべてを満たす者というところで、四つぐらいの要件を考えておりますが、その一つに農業者年金の加入者と同規模以上の農業経営を行っていること、それから二番目が被用者年金に加入していないこと、三番目が農業者年金の加入資格がないこと、例えば被保険者期間が不足するような者でございます。それから四番目が六十歳未満であること、こういった要件を満たします農業に常時従事する人というのを二番目。それから三番目が農業者年金基金に移譲をする、それから農地保有合理化法人、農業生産法人、農業協同組合、地方公共団体等、そういう第三者に移譲するものが、特定の譲受者の範囲というところでござい

ます。それから後継者移譲の場合について申し上げますと、その特定譲受者の範囲でございましてけれども、これは経営移譲時までに農業者年金の被保険者となつて後継者、それから二番目に、農業に常時従事する農業者でありまして次の要件のすべてを満たす者ということで、これは一つは被用者年金に加入していないこと、それに農業者年金の被保険者資格がない、後継者の場合は、御案内のとおり、親の面積が五十アール以上の者、こういうふうになっておりますので、親の面積が三十から五十アールの者でありますとか、あるいは被

保険者期間が不足する者、こういう後継者を、こういう要件を満たす常時従事する者を特定の譲受者の範囲として考えておるわけでございます。

○細谷(昭)委員 この改定を改悪と私が感ずる第二の点は、保険料の大幅引き上げの問題であります。六十二年の一月からの保険料は八千円になるわけでありまして、六十六年の一月になりますと一万一千二百円、このように極めて大幅に保険料が引き上げられる。平準保険料が一萬三千二百三十八円であるので、その六〇％というのは他の年金に比べてこれは格安の保険料じゃないか、こんなふうに一応財政当局では言っておるようでありまして、これは政策年金という性格からしますと、私は極めて問題があるというふうに思っています。これは政策年金の性格を変えていくという第一歩になるというふうに考えるわけでありまして、反対であります。

そこで伺います一つは、現在の非加入者の数とその非加入率は一体どのくらいであるのか、そしてその理由は主にどんな理由なのか、この点を明らかにしていただきたいと思うわけですね。

○井上(喜)政府委員 昭和五十八年十月一日現在の未加入者数は、当然加入資格のある者で未加入者が七万四千八人、それから任意加入資格のある者で未加入の者が十七万人、総数が二十四万四千八人でございます。したがって、加入対象者としては百十七万人ということになりますので、それに対する割合が二一％という状況になっております。

その理由につきましては、これは農業者年金基金が調査をした結果でございますけれども、まだ加入には早いというものが六一％、それから農業経営の将来が不安というものが二二％、それから保険料が高いというのが九％、その他が一八％、こういうふうになっております。

○細谷(昭)委員 次に、私は農家経済の実態をどう把握しておるかという点をお伺いしたいと思うわけでありまして。

五十アール以上の月収というのは、平均月収は

十三万一千円であるというふうに農家所得を規定しておるわけでありまして、私は、一ヘクタール、この一ヘクタールというのは全国の平均の反別でございます。一ヘクタールの農家の農業収入、二ヘクタールと五ヘクタール、この三段階の農家所得についてお知らせ願いたい、こういうふうに思います。

○井上(喜)政府委員 これは昭和五十八年度の農家経済調査でございますけれども、農家所得の場合全農家平均で九十五万一千五百円、農家所得が五百五十七万七千円。それから二ヘクタール以上が、農業所得が三百二十二万一千三百円、農家所得が五百四十七万二千五百円でございます。ちよっと手元にはそれ以上の区分の資料は持っておりません。

○細谷(昭)委員 これはきのう私が要求しておる質問の内容でありまして、極めて遺憾だと思っております。一ヘクタール、二ヘクタール、五ヘクタールの月収、月額に直した農業収入を調べていただきたいというふうにちゃんと言っておったのですから、これはわからないわけはないのですよ。これは多分わかると思うのです。

○井上(喜)政府委員 先生からそのようなことはお聞きしていたわけでございますが、農家経済調査で公表されたものとしたしましては五ヘクタール以上はないということでございますので、その点御了承いただきたいと思っております。

○細谷(昭)委員 それでは、例えば五十アール、つまり五反歩以上の全国平均月収が十三万一千円ということでありまして、一応これをもとにして話を進めるしかないと思うのです。昭和六十五年の改定保険料の負担の実態を私は算定してみました。すると、このようになるわけでありまして。

農業者年金の一般保険料が夫婦単位の場合は一萬四百円、それに国民年金の本人分が七千七百円、それから妻の分が七千七百円、それに付加金四百円、合計すると夫婦単位で月額二万六千二百円になります。

ところが、先ほど私二ヘクタール、五ヘクタールと言いましたが、私どもの周囲は農家の場合二組の夫婦が普通であります。しかも、兼業しておらない専業農家の場合は、当然いけば保険料がそれに加わってくるわけでありまして。その分は、息子さんの分が、言うなれば農業者年金の特定保険料が七千四百二十円、それから国民年金がお嫁さんの分と本人の分を合わせまして一万五千四百円、それに付加金四百円、合計しますと息子さん夫婦の分が二万三千二百二十円でありまして。本人分と息子さん夫婦分を合わせますと、保険料が実に月額四万九千四百二十円になります。すると、先ほど言いましたように月額の農業収入、農家平均十三万一千円、これから四万九千四百二十円、五万円を取られるというところは、大変な負担になると言わざるを得ないわけでありまして。

この実態からしますと、私が恐れるのは、現在は二一％の未加入率でありまして、これがむしろどんどんふえるんじゃないか、急増するのじゃないか、そして無年金者というものがふえていく。これは必ずしも農業者年金に限られません。国民年金の部分も同様にこういうふうにして保険料を高くする、給付金を引き下げるということによって、ふえるということが今から危惧されるわけでありまして。この点について農林省当局はどのようにお考えなのか、この点を明らかにしていただきたいと思っております。

○井上(喜)政府委員 農家所得十三万一千円というのを今回の改正案のもろもろの改正事項の基礎にしていただくわけでございますが、これはあくまで加入資格がございまして五十アール以上の平均所得としてとらえたものでございまして、専業農家あるいは中核農家等についてはそれぞれ別途の所得があるものと思っております。したがって、個々の経営ごとにいたしまして御指摘のような農業者年金のほかに国民年金等に入っていることとかなりの保険料負担をする、そういう方もあらうかと思っておりますが、私ども平均的に見てみますと、国民年金、農業者年金双方の保険料負担をしております

その負担状況を試算いたしますと、農業者年金の保険料が農家所得の中でどの程度を占めるかという割合でございますが、これは六十二年で四・七％、五％弱になるわけでございます。それに国民年金、夫婦二人に付加金を加えたその保険料をプラスいたしました農家所得全体で見ますと、六十二年で五・一％というぐあいになるわけでございまして、保険料負担というのは農家にとても大変なことではございますが、まずまず負担可能な保険料ではないかというふうに考えるわけでございます。

今回この保険料引き上げということで保険料を納付できない、そういう農家が出てくるのではないかと御指摘でございますけれども、私どもといたしましては、年金財政の均衡を図る観点から申しますと、本来でありますならば平準保険料を徴収していくのが原則でございますけれども、農家の負担能力ということを勘案いたしまして、この保険料については段階的に引き上げていくという措置をとったわけでございまして、この点十分説明もいたした保険料の徴収に当たりたいと思っております。そういうことを通して、まず農家には保険料を負担していただくものと考えているわけでございます。

○細谷(昭)委員 かなり苦しい弁解というふうに関心するわけであります。実態として、これだけ高くする、要するに一カ月に五万円近い金額を、例えば私の方の大漠のような十五町歩の人も、そしてたつた一町歩の人も同じように取られるのです。したがって私は、数字の上で五・一％と言いましても、実際の金額からしますと大変な負担だと言わざるを得ません。このことは農林水産当局も率直に認めざるを得ないと思うのです。私たちは本当は好まないのだけれども大蔵省が余り言うものだからというふうに、すっかり素直に言った方がむしろいいんじゃないか、こんなふうにも思うわけでありまして。

問題の第三は、国庫補助金の削減の問題であります。これは多くの方々から言われたので、私自

身はこれは答弁は必要ないと思うくらい大変に腹立たしいと思うわけであります。

拠出時の補助金を廃止する、そして経営移譲年金給付の費用の国庫補助率を三分の一から二分の一に若干引き上げる、しかし総体的には金額を減らすということですから、年金財政の見通しが非常に悪いことは私はわかるのですが、政策年金の性格を変えるのではないかと心配と、保険料がますます高騰していくという傾向が必至だと思ふわけであります。この二つの点から、はつきりこの際に、補助金の削減については我が党としても反対であるし、これは復活させるという修正案を出したい、こんなふうに出ておるわけであり

ます。次に大きい第三の、農業者年金制度の将来とその対策について伺いたいと思うわけであり

ます。最初にお聞きしたいと思ふのは、この法律を出す場合、農業者年金の改正研究会を持たれたわけであります。この研究会の主な論点、これは時間がありまので余り詳しくは不要でございますが、主要な点。

それから次に、六十年二月二十二日、国民年金審議会の意見書が出されました。この意見書は主に三つに要約されると私は思ふ。一つは、根本対策になり得なくて、これは当面の対策ではない。第二は、制度の将来については関係者に趣旨を徹底させることが必要だということ。第三には、ある程度の積立金を保有している間に抜本的な見直しのめどを立てるべきだ。この三つに尽きると思ふ。そこで農林水産省と厚生省にその考え方を聞き出したと思うのですが、この意見書を踏まえて将来どうあるべきだ、どう対策をとるべきだとお考えなのか、これが第一点でございます。

第三点は、六十年三月一日に同じくこの法律案に對しまして社会保障制度審議会が答申をしております。これも三つに分かれておると思うのですが、一つは、社会保障制度としてのあり方からの

疑念を繰返し表明してきたにもかかわらず何ら改善をしてもらなかつた。第二には、昭和五十六年の答申では、年金財政上ゆゆしき事態必至と、制度の抜本的検討を要請してきたが全く対策がとられておらなかつた。第三は、早急に本制度の趣旨、目的にまでさかのぼって根本的な検討を求め、こういふふうには非常に強い調子の三つに尽きると思ふわけであります。これは、社会保障制度審議会なんかの考え方からしますと、農業者年金なんかやめてしまえ、こゝろ言わなければならぬと思ふわけであります。この審議会の答申に對しましても、同じく農林水産省、厚生省当局はどう受けとめ、どのような対策を立てるおつもりなのか。

この三つの点について端的に、余り時間がありまので短い時間でお答え願ひたいと思ふわけであり

ます。○井上(喜)政府委員 ます、農業者年金制度研究会におきましてどのような検討がなされたかというところでございますが、当面の制度改正を前提ということで五十九年の十月から五回にわたつて検討がなされたわけでございます。

検討の中身といたしましては、今回提案いたしておられますように給付の水準、保険料の問題、それから格差の問題等でございます。全く、現在出しておられますそういう事項につきまして議論がなされたわけでございます。結論的に申しますと、私どものこの改正案につきましては、それを骨子ということで基本的な了解が得られたわけでございます。

その中で特に問題になりましたことを申し上げますと、やはり年金財政の健全化を図ることが非常に重要であるということ、それから農業者年金は他の年金と違ひまして政策年金である、したがつてその政策年金としての性格を一層明確にすべきである、要するに構造政策の推進と密接に関連をすべきであるというふうな意見が強く出されたわけでございます。また、経営移譲年金の格差の問題についても議論がございましたが、これにつ

きましては、やはり格差を設けることはやむを得ないのではないかと、また、農村の中におきましても実態後継者が農業者年金に入つていない場合と入らない場合はやはり違ひ、農業者年金というのはずつと世代を通して支えていくべきものである、こういう観点からしても格差はつけるべきじゃないか、こゝろかという意見があつたわけでございます。我が省といたしましては、先ほども御説明いたしましてこの法律案を提案したわけでございますが、やはりこの研究会の最後で、今後の問題といたしまして、農業者年金制度を長期に安定した制度として維持していくための基本問題については引き続き検討をするべきである、こゝろかという意見がついております。

それから、国民年金審議会なりあるいは社会保障制度審議会につきましては、非常に厳しい指摘があるわけでございます。私どもの設置してあります農業者年金制度研究会の問題提起とおおむね、表現は違ひますが、基本的には同じような性格の問題提起があつたものと考へておるわけでございます。農業者年金の重要性にかんがみましてこの制度を長期に安定したものとしていく努力が必要でございますし、そのための検討を当然行なうては行けないわけでございます。私どももいたしましては、こゝろかという検討を含めまして、今後の年金のあり方、年金の長期安定の方策につきまして検討を進めてまいりたい、このように考へておる次第でございます。

○渡辺説明員 国民年金審議会それから社会保障制度審議会から、御指摘のように大変厳しい意見はないは答申が出ておるわけでございます。私どもはいろいろも、この農業者年金制度の財政健全化をどうしたら図つていけるか、この点、制度のあり方について基本的な突っ込んだ検討をすべきである、こゝろかという御趣旨の意見ないし答申と受けとめております。

農林水産省の方から今御答弁ございましたように、私ども厚生省といたしましては、給付と負担

の長期的な均衡をどう確保していくか、また経営移譲年金の支給開始年齢の問題の取り扱いをどうするか、こゝろかという制度の基本的なあり方につきまして今後引き続き検討を進めていかなければならない、こゝろかという受けとめております。

○細谷(昭)委員 農林水産省、厚生省とも、ちょっと漠然としたあれで、中身の議論というのをとすべきだと思ふのです。それでも一応厚生省としては、一つは給付と負担のバランスをどうしていくのかという問題、それから財政の健全化という点でどういふふうに向きでこれからやつたらいいのかという問題等があります。私は農林水産省にお聞きしたいと思ふのは、この制度を政策年金としてあくまでも存続していくべきであるというふうにお考えなのかどうか、その点ははつきりしていただきたいと思います。

○井上(喜)政府委員 農業者年金は構造政策の推進の上からも一定の役割を果たしておりますし、現在多くの農業者が加入しているという実態もございます。私どもとしては、この制度を長期に安定していくというのがどうしても必要かと思ひます。したがしまして、今後の検討におきましてもそういうような視点に立ちまして真剣な検討を続けてまいります、こゝろかという考えでございます。

○細谷(昭)委員 具体的には本当はかなり突っ込んだ意見書なり答申をしていくわけですね。例えば国民年金審議会なんかは、ある程度の積立金を保有しておる現在、現在は積立金が幾らか残つておる、その間に抜本的な見直しのめどを立てるべきだ、こゝろかという具体的な指摘までしてはどうか。これに對して農林水産省としてはどう対処するつもりなのか。やる気があるのかないのか。とてもやれません、国庫負担金をふやしてもらわなとだめです、こゝろかという委員の中で、ただ漠然と、この年金制度が永続的に、長期的にわたつて発展するように検討しますというだけでは、極めてこゝろかという意見書に對する太刀打ちができない、こゝろかです。したがって、例えば今積立金を

保有している間に抜本的な見直しのめどを立てるべきだという一つの具体的問題に対してはどうなんでしょう。

○井上(喜)政府委員 これまでの農業者年金法の改正といふのは、財政再計算の都度改正をしてきた、こういう経緯があるわけでございます。国民年金審議会なり社会保障制度審議会の御指摘は、現在の農業者年金制度が持つ問題というのはかなり深刻な問題である、こういう認識のもとに、次の財政再計算のときにまた当面の改正をするということではなしに、十分に時間的な余裕を持つて検討すべきである、こういう趣旨かと思うのですが、特にある程度の資産を持っております間に検討することは、検討の幅が広がるということか、選択手段がより多くなるというようにもなるともあらうかと思いますが、そういうことも含めまして、ある程度の資産を持っている間に早く検討した方がよろしいのではないかと趣旨の御提言かと思ひます。

○細谷(昭)委員 私は、財政当局に振り回されるような年金改革じゃなくて、国民年金の補完ないしは政策年金として存続させるという観点で、やはり本気で考えていくべきじゃないか、こんなふうに思ふわけなんです。

そこで、大臣を含めまして私お伺ひしたいと思うのですが、国民年金、厚生年金の制度改正に伴つて農業者老齢年金制度の給付開始年齢が当然問題になってくると思うのです。今までは六十歳だったのが六十歳から六十五歳まで老齢年金の支給もしておたわけですが、今度全部六十五歳になるわけですね。したがって、こういうふうな他の年金制度が変わったことによりまして、当然、給付開始年齢の改定というのが早急に行われなければならないというふうになっていくわけですが、この点はどうなのか。

それから第二は、経営移譲年金制度、これを政策年金として存続させるつもりならば、今回のような国庫負担を減らしていくという方向ではなしに、むしろ国庫負担を今まで以上に多くしていくか

ないと、必然的に加入者が少なくなっていくから、これはもう存続できないことになるんですよ。この点、一体どういうふうにお考えなのか、これが第二点です。

第三点は、国民年金、基礎年金部分の上乗せ部分として発展的に制度改正をする必要が当然出てくるのじゃないか、私はそう思ふわけです。国民年金はあのとおり基礎年金であります。厚生年金その他の部分は所得比例方式といふんですが、これは所得によつていわば保険料を出すが、それ上乗せをするという二階建て部分になるわけです。この農業者年金は、国民年金のいわば上乗せ部分、二階建て部分としては、現在経営移譲年金だとかそれから老齢年金というふうな形になります。これは六十五歳までの部分なんです。六十五歳以上は途端に少なくなつてしまふ。たつた一万幾らの農業者年金だとすれば、国庫負担金をやつていく、そうして今のようないくつかの二階建て部分として存続をしていく、こういう方向性というのは当然とらなければならぬ、こんなふうに思ふわけでありまして、これに対する事務当局のお考えと、特に国庫負担、こういうものに対する財政の圧力が非常に強いという中で、大臣の御決意を承りたいと思ふわけでありまして。

○井上(喜)政府委員 まず最初に、厚生年金の方は本則では六十五歳から支給というふうになっていくわけですが、農業者年金の支給開始年齢をどう考へるのかということでございます。

農業者年金の場合は、確かに老後保障を目的の一つとしておりますけれども、あわせて、たびたび申し上げるようでございますけれども、構造政策の推進という目的を持ちます政策年金でございます。したがって、この支給開始年齢につきましてもこういった配慮の上に決定されたものでございまして、制度発足当初の経営移譲年金の考へ方を見ますと、農業経営の能力といふか、近代化的な農業経営をする能力を経営者は常に持つ必要があるということと、それからもう一つは、

後継者が十分な農業経営力を身につけている、そういう年齢、両方がうまくかみ合う、そういう時期が経営移譲年齢としては適当であらうというふうなことで六十歳というのが一番適当であらう、こういうふうな結論が出されたようでございます。六十ぐらいになれば、経営者の方もかなり経営能力が落ちてくる、また後継者の方は大体二十五年から三十年ぐらいの年齢の間隔があるわけでございますので、そういう後継者が農業経営力を身につけるにおおむね適当な年齢である、年齢としては三十から三十五歳ぐらい、こういうことで六十歳が経営移譲の年齢として定められた経緯があるようでございます。

そこで、今後どういうぐあいに考へるかということでございますが、原則的には厚生年金の場合には老後保障というのを目的にしておりますので、これは、農業者年金のこの制度の目的からいいますと、直ちにこれと同様の開始年齢にする、年金の支給開始年齢を同様にするということはいかかかと考へるわけでございます。農業者年金は農業者年金の制度から別の考へがあつてしかるべきであらうと思ひます。ただ、最近の農業労働力の高齢化というふうな点あるいは年金財政の動向も絡むかと思ひますけれども、経営移譲年齢につきましても今後検討する必要があると考へておりました、こういった問題は何か基本的な問題でございます、制度の基本的な問題でありますので、慎重に検討していくべきものと考へている次第でございます。

それから、あと農業者年金の加入者と受給者の関係でございますが、確かに農業者年金の発足当初、すぐに受給権者となる加入者がふえてきたわけでございます。その影響が今に及んでおりますので、加入者が減少する中で受給権者となる人が増加をしてきている傾向があるわけでございます。が、これも将来の農業経営者の動向にもよりましかれども、若干長期に見ますと、加入者それから受給者というのはバランスしていくものと思へるわけでございます。直ちにその加入者と受給権

者の数がますます開いていくと言ふのはいかがなものであらうかというふうに考へるわけでございます。ただ、それは申しまして、中期的に見ますと年金財政については非常に大きな問題がございまして、それはそれとして厳しく受けとめる必要があるというふうに考へているわけでございます。

それから、最後の御指摘の点は、もしそういう農業者年金財政がうまくいかない、そういうことであれば、いっその厚生年金と同じような形で制度改正を検討してはどうだろうか、こういう御提言だと思ひますけれども、これは、両年金の制度の目的からいまして違つておるわけでございます。共通する部分は老後の保障という面がございまして、違つておるわけは、やはり主たる目的として、我々としては、やはり農業者年金は農業者年金といたしまして長期的に安定した制度として維持していく必要があるし、また、その方向で今後そのための方策を十分検討していく必要があるだろう、このように考へる次第でございます。

○佐藤(昭)大臣 細谷先生にお答えいたします。農業者年金制度というものは、先生御存じのように二つ大きな目的がございまして、その一つは、農業者の老後生活の安定、もう一つは政策年金として農業経営の近代化及び農地保有の合理化等を目的とした政策年金でございます。そんなことで、この農業者年金は国民年金等の他の公的年金に比べまして高率の補助が行われておるところでございます。一方、現下の農政におきましては農業構造の改善を促進することが極めて重要であることにかんがみ、今後農業者年金制度の政策年金としての役割を一層高めつつ、政策効果に應じた国庫補助が行われるよう努力してまいりたいと考へております。

○細谷(昭)委員 終わります。
○今井(喜)委員長 午後一時四十分から再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時五十分開議

質疑を続行いたします。田中恒利君。

まず驍頭に、農業者年金制度は足かけ十五年になるわけですが、この制度の政策効果というものを大臣はどういうふうに受けとめていらつしやるのか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 田中先生にお答えいたします。

農業者年金制度につきましては、先生御指摘のとおり、昭和四十六年の制度発足以来約十四年間を経過し、経営移譲の促進を通じて四つの大きな役割を果たしてきた、私はこう思っています。まず農業経営の細分化防止、中核農家の規模拡大、農業経営主の若返りを進めること、また農業者の老後保障、この四つの大きな役割を果たしてきたと思います。

具体的な数字につきましては局長から答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中(恒)委員 この制度の仕組みをめぐつての問題について午前中各委員の指摘した点は、大分共通した面があつたように私も実は聞きながら思つておつたわけですが、特にこの年金制度は、年金法第一条を見ると、「農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与することを目的とする。」こういうように書いておりまして、いろいろな解説書を見ましても、一つは農民の老後の生活保障、つまり年金制度の側面、いま一つは政策年金としての構造政策、経営移譲、農地の

ところが、きょう午前中の質疑を聞きながら、私自身もそう思っておるのですが、この仕組み

が、構造改善の方向の比重が非常に多過ぎて、老後の生活保障、つまり社会保障、年金制度という側面が非常に薄い、この指摘が一つあったように思うのです。金額など細かいことは申し上げませんが、経営移譲年金と老齢年金の間に非常に差があるじゃないかという指摘が非常に強かったと思うのです。私ども、地方へ行っているいろいろ聞きましても、担当者の諸君も非常にその点は言うのです。

これは、経営移譲年金が高いということではな
くて、老齢年金が余りにも低い。そこで、老齢年
金だけの農家から見ると余り魅力がないという傾
向が強い。そこへもってきて、ここで押さえてお
かなければいけないのは、特に都市近郊、周辺地
帯の農業者ですね。これは正直言って、地価が
ういう状態ですから土地をさばいて――後継者も
いない、おつても帰つてこない、それならば農地
の所有権を移したり使用収益権を移動したりする
よりも、財産として持つて、最後の土壇場にはこ
れを売つて銀行にでも預金した方がよっぽどよろ
しい、こういう側面が非常に強いのですね。だか
ら加入促進をやるうとしてもなかなか思うよう
に伸びないという現状があるのですよ。

この制度をきちんとするという事になつていくと、やはり老後の生活保障の側面をもう少し強調してやらないと、これは今度の改正でできていないわけですが、今すぐこれをやってもう少しバランスをとらないと、この法律で見る限りでは、老後の生活保障とともに、経営の合理化、農地の集団化、つまり構造政策、こういうことになつておるのです。説明を聞いたつて大体構造政策がいつも先行しておるわけですね。このこととこゝろをもう少しバランスをとつてもいいのではないのですか。私はきょうの質疑を聞きながらそんなことを感じたわけですが、これはどういうふうにお

○井上(喜)政府委員 構造政策と老後の保障について適切なバランスがとれていなければならないということは御指摘のとおりだと思います。

この農業者年金制度の中に経営移譲という目的を入れていくわけでございますけれども、この手段といたしまして老後に年金を支給するというところでありますので、ある意味で構造政策の推進と老後の保障ということとは裏腹の関係になっているわけでございます。

そういう意味におきまして、私ども農業者年金の政策的な側面だけを強調しているわけではないわけでございますけれども、制度の運用面につき

ましては政策的な面からする配慮というのをかなりやっておりますために、ややもすれば構造政策だけの観点から議論をしているように受け取られがちかと思いますが、基本的にはそういう構造政策の推進というのも老後の年金の支給という手段によってやられているという事実は私どもとしては十分考えているわけでございます。

○田中(恒)委員 あなたはお役人だからそういうふうになうまくするつと逃げるわけだけれども、私はそういうふうには思わないのです。

それと、この年金制度の前提には厚生年金並みということを終始一貫して言っておるわけですね。そこで、国民年金に上乘せをするということでしょう。だから、六十五歳になれば国民年金の基礎年金が入るから、そこで四分の一であつても国民年金にちよつと上へ出るほどのものになら

る、こういうことで四分の一というのが出てきておるのでしょうけれども、厚生年金と比べたらまだ相当差があるわけなんです。それは、所得率がどうだこうだおっしゃるけれども、やはりあるわけなんですよ。

それから考えると、やはり老齢年金という部分の比重をもっと大きくしないと、後でいろいろお聞きしますけれども、この年金の財政の分野の割合を見ても経営移譲年金の部分が圧倒的に多いのではありませんか。その比重の圧力が加わってきて

おる。だから、国民年金審議会が経営移譲年金の開始時期を少し検討せよと言えば、きょうは検討してみるげに言っておられるが、方向づけとしてはあなたのところは十分魅力を持つておるのではないですか。六十五歳からに引き上げていく、こういう方向へ持つていくのではないですか。それをやれば財政の関係は少しゆつたりになる、そういう面がどうもあると思うのですけれども、私はやはり老齢年金部分というのをもっと厚くしてやるということはこの年金の体系上もひとつ考えてほしい、こういう要望を強く持つておるわけです。

〔委員長退席、田名部委員長代理着席〕

それから、構造政策というものを中心にやると言うのだが、そうしたら構造政策というのはいくらも思わない。言葉の上ではいろいろおっしゃるけれども、構造政策自体非常に混乱から脱し切れない、むしろ我々から言わせれば失敗をしてきている、こういうふうに考えざるを得ないのでですよ。ですから、どうもこの年金制度というものについては、当初からいろいろ問題があったわけですから、仕組みからも内容からも非常に疑問を持っているわけがあります。

特に、年金であるからこれを構成する加入者が一番の問題でありますが、この加入者がともかくどんどん減少してきておる。午前中にもいろいろ議論がなされたわけですが、特にあなたの方がおつしやる当然加入、つまり専業農家というか、そういう農家層はもうぐつと落ち込んできておる、そして任意の連中もぐつと落ち込んでおる。後継者を最近いろいろ加入促進をやつて、多少これは上向きになってきておる、そういう傾向になつてきておりますが、この加入者のこれからの見通し、これはどういふふうに計算していらつしやるわけですか。

○井上(喜)政府委員　まず最初の、農業者年金が構造政策的な面の方ばかりを向き過ぎていて、こういうことで老後保障の方について若干手抜き

があるのじゃないかということでございますけれども、農業者年金は、給付につきましては厚生年金並みということでこれまでやってきたわけでございます。具体的には、経営移譲をしまして後の六十から六十四歳までの期間につきましては厚生年金並みの給付をしてきたわけでございます。六十五歳以後につきましては、これは国民年金の給付と相ましまして厚生年金並みの給付をしてきているということでございます。

確かに、年金額の絶対額で比較いたしますと、農業者年金の場合の農業者所得といえますと厚生年金の場合の標準報酬月額というふうな違いもございまして、あるいは加入期間の違い等もございまして、差はあるわけでございますけれども、農業者所得を前提にいたしまして、農業者年金制度に加入した場合、あるいは厚生年金の方に加入した場合を比較いたしました場合に同様の水準にする、こういうことで従来運営してきたわけでございまして、今回もそういう方法をとっているということでございます。

あと、構造政策につきまして、これはこの年金制度も構造政策の一翼を担うものでありますけれども、いろいろな意味でまだ問題があるのは事実でございます。特に土地利用型の農業におきましては、その規模拡大というのが思うように進んでいないというふうな問題もございまして、これらの点につきましては、単に農業者年金制度ばかりでなしに、その他のいろいろな制度あるいは予算措置等によりまして進めていくべきものと考えておるわけでございます。

それから、農業者年金の被保険者数と受給者数の見通しの問題でございますけれども、これは、新規加入でありますとか再加入によりまして増加もございしますが、中途に脱退いたします場合、あるいは死亡の場合、それから六十歳に到達いたしますとこれは加入資格をなくするわけでございまして、その者の減少、こういうふうなことを従来傾向から検討いたしますと、昭和六十五年にはおおむね六十七万人ということで、その先も若

干加入者数が減少していくというふうな見込みでございます。

また、受給者数の動向でございますけれども、これも、現在の被保険者の年齢階層別分布をもとにいたしまして従来の傾向から推定いたしますと、昭和六十五年には経営移譲年金受給者数が約六十万人くらい、それから老齢年金受給者数が約四十三万人程度になるということで、こういう増加の傾向もその後何年かは続く、こういうふうな状況でございます。

○田中(恒)委員 このところ年金がこれからどうなるのか一番心配するのですけれども、午前中局長は、長期的に見れば、確かに今は五十歳代が非常に多いわけで、半分以上あるのですね、下がずっと少ないのですが、これがそのうちなくなつて、小さいのが上にいけば理想的な、今はこういう逆ピラミッドになっているが、これがこうなる。しかし、その間には恐らく三、四、五十年かかるわけですね。それまで持ちこたえられるかどうか、この年金財政が今のままで。

それが問題なんです、私も今問題にしなければいけないわけですが、この農業者年金制度の理想的な年金設計をする場合の組合員規模というものは、一体どのくらいに見ておるのか。これは厚生年金でも国民年金でも、農林省の場合は農林漁業団体職員年金ですね、たしか農林年金の場合は四十八万五千五百人というものを想定して、四十八万五千人の組合員というものを置いて、そしてこの設計がなされておるはずですが、農業者年金の場合はそういうものはあるのですか、ないのですか。そんなものを持って、例えば加入についても進めてきておるのか、その辺はどうなのですか。大体この農業者年金の年金制度の設計はこういう形のものが多い、こういうものでやっていきたいというふうなものがあるのですか。

○井上(喜)政府委員 農林団体年金がどのようなモデルをつくりましてそれに合わせるような形で年金運営をやっているかよく承知いたしません、農業者年金の場合は、農業者年金の加入資格

のある農家数というのを前提にいたしまして、我々としてはこの年金財政が長期的に運営できるような、そういうことを検討してきたわけでございます。今後におきましてもそういう方向で検討すべきだと思っております。そういう意味におきまして、何かモデル的な基礎というふうなものは持ち合わせていないわけでございます。

○田中(恒)委員 これは農林年金だけじゃなくて、国民年金にしても厚生年金にしても、皆大体適正規模の二つの型というふうなものを持っておるのじゃないですか。農業者年金の場合にはなかなかそれが持ちにくい今の農業の現状で、頭の中に描かれても実態はそれについていけない実態があるわけですね。だからやれないわけですよ。だから、財政再計算の時期ごと、大体こうなる、こうなる、こうなるというところで、五年間ごと、二年、三年、四年、五年ぐらゐまでの見込みしか立っていないというところなんじゃないですか。そこにこの年金の体系や仕組み上の致命的な一つの問題点がある。そこをどう社会保険制度審議会なり国民年金審議会が、相当厳しい形でこの年金に対して声を放っておるというふうに私には思えてならないわけですね。

事実、今局長が言われたように、六十五年には六十七万人体制になる、受給者と全く一対一のような割合になるわけですね。五十八年度には農業者年金をやめていく人が、私のこの資料では七万九千二百四十四人、つまり六十歳以上ですね、これはその他いろいろありますが、それから新しく農業者年金に入ってくる人が三万八千三百五十一人ですから、差し引くとちょうど四万八千六百六十三人、年間約四万人減っていく。これはしばらく続いていくということですから、十年続けば四十万人減るということになる。今九十万人体制ですから、これは、昭和六十五年には六十七万と言ったけれども、今後もっと減ってくるわけですね。逆に受給者はぐんとふえていく。だから被保険者一人に対して二人ぐらゐの受給者、二倍ぐらゐの受給者になるということすら考えられるのです。

○井上(喜)政府委員 財政再計算の都度その前提になりました加入者数なり受給者数というのは変わってきているのではないかと、こういうことが指摘されたわけでございますけれども、事実としてそういうことがあると思つておるわけでございます。将来にわたつては確定的な数字を申し上げるということとはなかなか難しいわけでございますが、ただ年間に、加入者とそれから脱退者を差し引きいたしましたところ、四万人ずつ減っていく、こういうことで、これが今後十年続けば四十万人も減るんだ、こういうことを申されたわけでございますけれども、これにつきましては、その時点で確かにそうでありまして、長期的にそういうことが続くかどうかというのことはこれはまた一概にそのようには言えないわけでございます。

こういう状況の中でこの年金をどうしていくかということになっていくと、私はこれはなかなか頭の痛いところだと思つております。私も実はこの農業者年金制度が四十六年ですか、初めて出たときに審議会に加つた一人ですけれども、どうもこの年金はそれから以降何回かこの委員会でも修正などの議論がなされておるのですけれども、これはどうなるのかなという心配を持ち続けておる一人であります。補助をふやしていけばいいわけですが、今のこの状況の中で、国の補助なんかというふうなものも一律にカットされておるのだから、一定の限界があるわけですね。これは一体どういうふうにしてやっていくのか。結局掛金をふやして保険料徴収を大きくして、給付をぐんと落とす以外にないでしょう。

だから今度の改正案はそういう方向の第一弾として出てきておるのだと思つておるけれども、先ほど言われたように、保険料は農民の今の実態から見ても持ちこたえられるかどうかといったような問題がどんどん出てくるのです。こういう中であなた方が取り組むというわけなんだけれども、これで立派に日本の農業の方向に沿つておる、と言えぬのか、こんな心配をしておるのです、どうですか。

○井上(喜)政府委員 財政再計算の都度その前提になりました加入者数なり受給者数というのは変わってきているのではないかと、こういうことが指摘されたわけでございますけれども、事実としてそういうことがあると思つておるわけでございます。将来にわたつては確定的な数字を申し上げるということとはなかなか難しいわけでございますが、ただ年間に、加入者とそれから脱退者を差し引きいたしましたところ、四万人ずつ減っていく、こういうことで、これが今後十年続けば四十万人も減るんだ、こういうことを申されたわけでございますけれども、これにつきましては、その時点で確かにそうでありまして、長期的にそういうことが続くかどうかというのことはこれはまた一概にそのようには言えないわけでございます。

○井上(喜)政府委員 財政再計算の都度その前提になりました加入者数なり受給者数というのは変わってきているのではないかと、こういうことが指摘されたわけでございますけれども、事実としてそういうことがあると思つておるわけでございます。将来にわたつては確定的な数字を申し上げるということとはなかなか難しいわけでございますが、ただ年間に、加入者とそれから脱退者を差し引きいたしましたところ、四万人ずつ減っていく、こういうことで、これが今後十年続けば四十万人も減るんだ、こういうことを申されたわけでございますけれども、これにつきましては、その時点で確かにそうでありまして、長期的にそういうことが続くかどうかというのことはこれはまた一概にそのようには言えないわけでございます。

農業後継者として残る者もおりますし、それから、一たんは就職いたしましてもまた帰ってきて農業に従事するといふ人もかなりいるわけでございます。そういう新規の加入者、それから現在未加入になっております者の加入も促進していくという努力を加えていけば、将来ずっとその加入者が減りまして、それが受給者との関係におきまして今のようないふような状態にいかうわけには、そういうようなことを断定的に言うといふこともあながちできないのではないかと、うふうに思うわけでございます。ただ、御指摘のように、当分の間は加入者数が減りまして、受給者数がふえていく、こういう傾向でございます。

財政的にもなかなか難しい問題があるわけでございます。当面の措置としては今回提案いたしましたような内容のことを一応実施の予定でございますけれども、やはり長期的に農業者年金制度を安定していくためにはさらに根本的な検討が必要であらう、このように考えておる次第でございます。

○田中(恒)委員 私も今局長がおっしゃったような方向でこの年金制度が充実強化されることを望んでおりますけれども、今の農業をめぐる情勢はそんなに甘いものじゃなくて、年金制度があるから、価格保障制度があるからといった程度のもので今の状態が直ちに息を吹き返すような問題じゃないと思ひます。これはいろいろ複雑な要因のもとで、農業の将来についてある意味では非常に混乱をして自信を失いかけておる様相が強まっております。

そういう中ですから、そんなに簡単に立ち直るといったようなことは考えられない。じりじり行つて、行き着くところから強いのがずつと出てくるというところしか道がないような気もしておるわけですが、ただ、いずれにしても加入者がふえなければ今の状態にならないので、その加入者をふやす手法としては、後継者とかいろいろ方法が、法律的にも所有権が使用収益権の移動で

よろしいとか、いろいろなことがあつたわけですが、けれども、前から言われておる婦人の年金権といふものを農業者年金の中にぜひ確立しないのかという問題があるんですよ。

私も、今農政の根本を考えた場合に、いろいろ言つても、農業をやつておる人は大半婦人なんですよ、残念ながら日本農業は。これは間違いない。そのやつておる婦人が農業者年金に加入することができないという実態がこの年金の中にあるわけですが、これこそいわゆる日本の農政の基本問題として考えてみる必要があると思ふのです。今度の法改正は、厚生年金、国民年金を通して婦人に年金権を与えるというのが一本の大きな柱になつておつたわけですね。農業者年金の場合、婦人の年金権といふものが今度の改正の中に反映されてないわけですが、これは一体どういふことなのか、この点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○井上(喜)政府委員 これから農業者年金への加入促進をしていく必要があるわけでございます。そういうことで、未加入者の加入促進ということに特に重点を置まして今後とも進めてまいりたい、このように考えるわけでございます。最近の加入状況を見ますと、かなり若い人も入つてきているという状況でございますので、こういうことをさらに徹底していきますれば、相当の成果も上がるのではないかと、うふうに考えておるわけでございます。

次に、婦人の農業者年金への加入の問題でございます。

農業者年金制度は、適切な経営移譲を促進いたしまして農業経営者の若返り等の政策効果を促進していく、こういう目的を持っておりますので、加入資格といたしましては農業経営主であるといふことでございます。つまり、所有権なり使用収益権等の地権を持つておりまして、現に農業を営営しておるといふのがどうしても要件にならざるを得ないのでございます。

そういうことで、御婦人の方がこのような地権

者であり、農業経営をやつておられる場合につきましては婦人が農業者年金に加入をできるわけでございます。現に農業者年金の加入者を見ましても、五十九年の三月末で婦人の加入者は、全体九十二万六千七百七十六名中三万六千九百五十三名といふことで、四割のシェアを占めておるわけでございます。まして、経営主であるといふことでありますれば、男女とも同じような扱いをしていくわけでございます。

○田中(恒)委員 加入者九十二万のうち、男子約八十八万九千人、そして女子約三万七千人、四割ですね。この四割は、主として兼業農家のいわゆる御主人がサラリーマンで奥さんが農業をやつておる、その奥さんに土地の所有権ないし使用収益権を移転する、そこでなつておるといふケースが多いのじゃないですか。

そこで問題は、専業農家の主人と奥さんである、その場合主人はもろに入つておりますが、奥さんはいれられないでしよう。入つてない。これは何ではいけない。専業農家の奥さんはなぜはいれない。

○井上(喜)政府委員 専業農家の場合は夫婦とも働いておるといふ実態があるわけでございますけれども、農業経営主といふのは、農業経営を主宰する者でございます。したがつて、その経営の損益というものが実質的に帰属するといふ人でございます。一般的にはといひますか、社会通念上は一農家世帯の場合には一人であるといふことになつておるわけでございます。そういうことにおいて、通常の場合には男の方が経営主として農業者年金に加入をしていく、このようになつておることを思ひます。

○田中(恒)委員 経営主とは何だ、それから一農家一人だ、これは法律に基づいて法を執行する行政官としては、そういう通俗的な表現では私は全く納得できません。経営主とは農業経営を営む人であつて、農地法上だつて一戸一人の経営主といつたような規定は全然してないはずですね、これは憲法の規定と関連してくるわけですから、そ

こで、特に婦人の関係者の皆さんが、農業を農民がやつておるのに農民が農業者年金に入れない、何となくことだといふことで、この委員会以外の方々からの声が殺到した時期がありましたね。私はやはり確かにそうだと思うのですよ。

そして、特に最近の農業の状態といふのを細かくあなた方精査をしてみたらわかりますけれども、奥さんがもう専門的にやつて、一切責任を持つてやつておるといふケースはあちこち出ておるのですよ。それから、やはりこれからの農業経営は、家単位といったような形から分解しておりますから、例えば一町歩の田んぼ、土地を持つておる。そのうちの五反なら五反、六反なら六反は御主人が水稲をやつておる。しかし奥さんは野菜とかイチゴとかそんなものを施設で専門的にやつていらつしやるところもあるわけですよ。こういうのは奥さんが完全な経営主なんです。そういう者は農業者年金にはいれるのですか、どうですか。

○井上(喜)政府委員 農業経営主といふのは、その人が責任を持つて経営をやりまして、損益の帰属といふのはその人になるという人だと思つておるわけでございます。したがつて、現にそこで常時働いておる人が経営主になる場合もあるかと思ひますし、それが一般的だと思ひますが、必ずしもそうでない農業者も経営主となるということがあつておるわけでございます。

今の事例として挙げられましたそういう形態の農家におきましては、これはそういう具体的な事実に基づいて判断する必要があるかと思ひますけれども、原則的には一農家の世帯の中では一人が経営主であると思ひますけれども、あるいは場合によりまして、実質的に経営が分かれておる。そして、それぞれの分担分野が違い、それぞれの事業の損益といふのはそれぞれがわかる、あるいは肥料なり農薬の購入とか使用の実態から見ても分かれておる、全体として見てどうも経営が別ではないかといふような場合もないことはないと思ひますけれども、これにつきましては、いずれに

しましても十分実態を見ましてそれに即した判断をすることが重要ではないかというふうに考えるわけでございます。

○田中(恒)委員 もう少しはつきり確認しておきませんが、原則論でよろしいです。

そうしたら、たとえ専業農家であろうと、主婦が一定の部門を責任を持ってやっておるということ——収支計算も含め、作業労働力、それからいろいろな必要資材の購入、そういうものは普通兼業農家の主人と奥さんとの間の状況でやりますね、それは認めますね。これはぼつぼつ出ておきますね。それと同じような状況が認められれば、専業農家の主婦といえども農業者年金の加入者になることはできるということではつきりしておいて構いませんね。あと具体的なものはそれぞれの農業委員会などが実態をよく精査して決めることですけれども、いけないということはないでしょう。

○井上(喜)政府委員 農業者年金に加入できる人は農業経営主でございますので、農業経営主というのをわかりやすく解説すれば、一つは所有権なり使用収益権を農地に對して持っているというところ、それからもう一つは、実態として農業をやっているということでありまして、その農業経営の形態からして経営が二つに分かれているというような指標が、総合的に考えて、あると判断できれば、一つの農家の中で二つの経営があるというように言えると思います。

○田中(恒)委員 それから、私、もう一つ被保険者の問題で、ここですぐどうせよこうせよとは言いませんけれども、指摘をしておかなければいけないのは、この加入資格というものは、五十アール以上、それから任意は三十アール以上ということになっておりますけれども、土地の所有面積で区切っているわけですね。

これは恐らく今の土地の流動化というか構造政策というのか、そういうところに焦点を置いたという面もありましょうが、最近の農業の経営というものは土地所有にかかわらないですね。特に、これ

から農林省が示唆していく新しい技術体系の中では、必ずしも土地なんかそうたくさんなくたって、現実には施設園芸などは一町歩の土地を持っておるよりも、昔の言葉で一反か二反もあれば収益がよっぽど高いというような農業経営がどんどん出始めてきているわけでしょう。農家として三反しかない、しかし所得は米の一町、二町よりもよっぽど多い、こういう農家が今たくさん出ておるのではありません。そういうようなものが加入者の資格としては任意加入だということになっていくところだということと私は思うのです。何か土地に絞ってあるというところにも一つの問題点があるような気がしてならないわけですよ。

そういう点などは、この制度は恐らくもう一度、これは前向きな方がいいが、私は非常に心配しておるのとは後向きな改革をやってくるのじゃないかと思っておるが、これはいろいろの面からもう一遍精査をして、どういうものが農業経営者なのかというのをびしりと押さえてかかっているかどうかというのを、これはどうでしょうか。

○井上(喜)政府委員 現行法によりまして、加入資格を所有する者は、原則的に五十アール以上の農地を所有している農業経営主でございます。その他に任意加入がございまして、この加入資格の要件を決めます場合にはいろいろの議論があったかと思っておりますけれども、農業従事者一人がおおむね年間を通して農業経営に従事できる、そういう規模というようなことが基準になってこの要件が定まってきたというふうに理解しているわけでございます。

現行法に基づく限りそういうことを加入要件としていくわけでございますが、今後の問題といたしまして、その加入の資格についても検討してみようかということでございます。検討しては十分検討させていただきますと考えております。

○田中(恒)委員 あと、年金財政問題でちょっとお尋ねしますが、基金の収支の現状はどういうふうになっておるのか。それからついでに、将来の

見通しはどういうふうになっておるのか。収支は収入と支出、つまり収入は掛金と利息と補助金ですね、支出は給付ということになるのでしようが、この関係をお示しをいただきたいし、これが将来、今度財政再計算をやられた範囲でしようが、大体どういうふうな見通しになっていくのか、概略で結構ですからお知らせをいただきたいと思っております。

○井上(喜)政府委員 これからの財政見通しでございますが、仮にこの法律改正を前提にいたしますと、昭和六十二年度末には単年度収支が赤字となるわけでございます。この結果、積立金についても漸次減少をしていく、こういうことに相なるわけでございます。これからの収支の見通しにつきましては、これは一定の前提を置く必要がございます。いますけれども、七十四年度ごろには年金資産が私底するということが見込まれるわけでございます。その後、被保険者数と年金の受給権者の数とのバランスが回復をしていくことが予想されますので、さらにその後、八十年代には単年度収支がまた回復をしていく、こういうような状況が想定されるわけでございます。

それで、単年度の収支の状況がどうなっているかということでございますが、六十年代について申し上げますと、収入の合計を千九百七十一億円と予定しております。そのうち保険料収入が七百十七億円、国庫が八百三十六億円、それから運用収入が四百十八億円でございまして、それから支出の方でございますが、これが千七百六十四億円ということで、単年度収支は二百六億円のプラスでございます。年度末の資産が五千九百七十三億円となるわけでございます。約六千億円というところでございまして。

○田中(恒)委員 六十二年度末から赤字に入っていくということですが、大体今積立金というのは約六千億ですね。しかし、これは財政再計算をやってみれば大体わかると思うのですけれども、積立金がどれだけあればいいという計算になっているのですか。

○井上(喜)政府委員 五十八年度末現在でございますが、責任準備金といたしまして約一兆二千二百七十八億円でございまして、そのうち不足いたしますのが六千六百四十四億と相なっております。

○田中(恒)委員 今からこの年金のスライドの問題もありませんか。それから平準保険料は何か一万三千幾らとかでしよう。しばらくそれを八千円でいくというわけでしょう。その分の問題ですね。そういうものがずっと出てくるので、この体系でこれをやっていくのですか。保険会計のあれは難しいが、どうも一万三千円のを八千円に下げたんだ、それでもたまらぬということに今なっているわけでしょう。そしてこれからスライド分が加わっていくわけでしょう。そんなものでいくと、いわゆる年金の過去勤務債務というのですか、それがだんだん膨らんできてどうにもならないようなことになっていく状態に、農業者年金の会計というのは、財政というのはなっているのじゃないですか。それは七十四年度ごろから方向転換するということです、それまで持ちこたえるように計算はできておりますか。

〔田中(恒)委員長代理退席、島村委員長代理着席〕

○井上(喜)政府委員 ただいま申し上げました、六十年年度末で約六千億の資産が残るわけでございます。まして、単年度収支が六十二年から赤字になるといいます、なお六千億という資産がございまして、当面の運営には事欠かないといえますか、特に支障が出るとは考えていないわけでございます。

ただ、将来の問題といたしましては非常に大きな問題が出てくることは事実でございますし、社会保障制度審議会なりあるいは国民年金審議会、それから構造改善局に設けました農業者年金制度研究会におきましてもその点が指摘をされておりました、なるべく早い時期にそういう対策を検討すべきであるというふうに提言を受けているわけでございます。私もといたしまして、こうした提言なり御意見を真剣に受けとめまし

て、今後の農業者年金のあり方につきまして検討していきたくて考えているわけでございます。

○田中(恒)委員 掛金が六十二年の一月から八千円になって、それから毎年八百円ずつ、つまり一〇〇ずつ六十六年まで上がるわけですね。そうすると、六十七年以降はこれはいくら上がるわけになるのですか。

○井上(喜)政府委員 今回の財政再計算で平準保険料が一万三千二百三十八円というところでございまして、現行の保険料から見ますと、現行保険料が六千六百八十円でございまして、約二倍近い水準になるわけでございます。この引き上げが農家負担のかかりの増高を招くことになる、こういうことで、八千円からスタートいたしまして、毎年八百円ずつの保険料の引き上げを定めてまして、六十六年まで定めたわけでございます。

そこで、六十七年の一月以降はどうかというところでございしますが、私どももいたしましては、六十七年一月以降も引き続き段階的な引き上げを図っていく必要があるというふうには考えておりますけれども、その具体的な保険料につきましては、次の財政再計算の結果を待ちまして決定するものと考えている次第でございます。

○田中(恒)委員 それで、先ほど来いろいろ保険料の問題で、国民年金と合わせて二万二千元、これはどう見たって大変な保険料で、農家の負担にたえられぬじゃないか、こういう意見があったわけですが、確かに厚生年金と同一水準にしようとして出たのでございけれども、どうも給付の方は厚生年金に比べるとずっと落ち込んでくるし、負担の方は、割合からいって非常に高い。

私もちょっと計算をしたわけですが、厚生年金の保険料率は千分の百二十四ですね、これははつきりしております。農業者年金の場合は、私の計算が間違っておるかもしれぬが、極めて大ざっぱな計算でございけれども、八千円と国民年金の一万三千六百円に四百円の国民年金の付加を加えて二万二千元、これを十三万一千円ですか農業所得のこれでやってみると、約千分の百六十八になってお

りますね。

厚生年金は労使折半ですから、こっちは補助が多少あるわけですが、そうすると、これはなかなか大変な額、恐らくこれからこれにまた加えなければいけぬということになるだろうと思うので、こういう状態が加入者が飛びついてくるかな、こういう心配があるわけなんです。加入者はこの一、二年多少ふえておられるけれども、これはまことに微増でしょう。そんなに先行きが明るくなったという状況のふえ方ではないのじゃないですか。実際の数字を見た範囲ではわずかなもので、これで乗り切れるような状況ではないと思うのです。

だから、この財政問題は相当大きな問題なんです、政策年金ならば思い切って政策年金らしい国の補助体制というものをとらなければだめだ、やれぬと思うのです。やってみようと思いがありますか、大臣。今のところの予算から来年の予算にかけて、あるいはこれから数年の間、財政事情がそのうちよくなるということになれば別ですが、なかなかこの年金の財政の補助体制というのは甘いものじゃないと思いがしますが、しかしそれがなければ、この年金制度というのは正直言って、あなた方が言われるように、財政的に見てどうも難しくなっていくという気がしてならないのですけれども、単なる杞憂ですか。

○佐藤(國)大臣 田中先生にお答えいたします。先生の御指摘のとおりでございますが、農業者年金制度は農業者の老後生活の安定のみならず、農業経営の近代化及び農地保有の合理化を目的とした政策年金であることから、国民年金等の他の公的年金と比べ高率の補助が行われているところでございます。

一方、現下の農政におきまして農業構造の改善を推進することが極めて重要であることにかんがみ、今後、農業者年金制度の政策年金としての役割を一層高めつつ、政策個々に応じた国庫補助が行われるよう最善の努力をまいりたいと考えております。

○田中(恒)委員 今度の改正で拠出時の補助をやめて給付時の補助に切りかえる、経営移譲年金については従来の三分の一を二分の一、ただし附則で、六分の一ですか、当分の間それをやる、こういうことになっていくわけですが、これは、本則で切りかえなくて附則で変えたということ、そして「当分の間」、こういうことになっておられるわけですが、「当分の間」とは大体いつごろなんですか。

○井上(喜)政府委員 この改正後の「当分の間」といいますのは、経営移譲年金の給付に六分の一を加算するというその期間でございますが、これは国庫補助水準の急激な変更を避けるために今のような措置をとったわけでございます。

したがって、「当分の間」ということにしたわけでございますが、これはあくまで農業者年金制度の運営が円滑にいくように、その運営に支障がないように、こういうことで「当分の間」として六分の一の補助をするということになったわけでございます。この「当分の間」の解釈、運用につきましては、農業者年金制度が円滑に運営される、こういう趣旨を十分考えまして、今後とも制度の運営に支障を来さないような形で対応していきたい、このように考えております。

○田中(恒)委員 当分の間は円滑に行われるということ、その中にいろいろ意味があるのではありませんか、これ以上申し上げませんが、最後にちょっと一つだけ、非常に具体的な問題ですが、私、見解を承りたいと思いがします。

支給停止ですが、経営移譲をやった場合、その土地の取り扱いをめぐって移譲年金をストップをかける場合がありますね。

〔島村委員長代理退席、委員長着席〕

この支給停止の条件といったようなものは、これは政令ですか、規則ですか、何か出ておりますが、この中に、例えば農業用施設といったようなものを農地の中に建築する場合には支給停止の条件にならないということになっているわけですね。ところが、後継者などが別居をしていくとい

うことで住宅を建てる、そうすると支給停止になるのです。

これはどうもよくわからないので、昔から農家の家というのは、半分は農業経営、単なる都会の住宅と違って、農業経営と全く不離一体、こういう認識に我々は立っておるものだから、しかも、最近では母屋に若夫婦がおるのじゃなくて、若夫婦が結婚したり、多少蓄えができればすぐ家を建てるのです。家を建てた土地が経営移譲で使用する権をもらったところであった。そこに家を建てた。そうすると支給停止になるというのは、これはちょっとひど過ぎると思うんだ。これはちょっと考えて、農業用施設とみなして、そんなに豪壮な邸宅でも建てるのなら別だけれども、十坪か十五坪か二十坪ぐらいの土地に、農家だから多少、四、五十坪ぐらいの敷地、そこに家を建てればそれでストップをかけるというやうなやり方はちょっと酷だと思ふのだが、これは直す気はありませんか。

○井上(喜)政府委員 農業者が後継者に経営移譲をいたします際に、農地につきまして所有権を移転するという方法と使用収益権を設定して行くと、この二つの方法があるわけでございます。

今の問題は、所有権を移転するということで後継者に農地を譲り経営移譲をしております場合は問題ないわけでございますが、使用収益権を設定いたしました経営移譲を行っております場合に問題が出てくるわけでございます。これは、後継者にその農家が使用収益権を設定するということについてはいろいろ脱法的なことが予想されるというところで、支給停止要件を幾つかかけているわけでございます。ただいまのような場合にも経営移譲年金の支給停止になるわけでございます。

一般論としてはそのようになるわけでございますが、どうもこの制度改正をするということについてはなかなか問題が多いと思ふわけでございます。現行制度では、土地取用法等で取用されるやうな場合は経営移譲年金の支給停止要件にしていないわけでございますが、任意に住宅などを建

けであります。政府は本年金制度の果たした政策効果についてどのような評価をしているのか、特に構造政策に果たしている役割を具体的に説明をされたいと思います。

○井上(書)政府委員　まず後継者に移譲する場合の効果でございますけれども、最近のような、地価がかなり上がってきておりますし、兼業化が進んでまいりました。あるいは非農家の宅地がかなり増加をしてきている、こういう混住化社会の進展の中でございますので、後継者に一括移譲するというもののはかなりの細分化防止の効果をもたらしているものと考えているわけでございまして、これは制度の実施前と実施後を比較いたしましたとしても相当程度の効果が出てきているものと考えられるわけでございます。

それから、経営者の若返りでございしますが、三十五歳未満の経営者に今経営移譲がされてくるのが大体の一般的な形態でございまして、これも制度の実施前に比べてかなり進んできております。その結果、そういった新しい近代経営に適應する能力のある経営者が出てきている、このように考えておりまして、そういう意味におきまして、後継者の確保にもこれは貢献しているものと考えているわけでございます。

第三者移譲につきましては、これはまさに第三者に移譲するものでございまして、第三者の経営規模の拡大に直接つながっていく、そういう意味があるわけでございます。これを都府県と道南、それから道北と二つに分けて考えてみましても、第三者移譲を受けたものの経営面積は、譲り受け前の一・八五ヘクタールが、譲り受け後は平均でございまして二・四五ヘクタールになっております。道北につきましては、それぞれ十七・三〇ヘクタールが二十一・二五ヘクタールになる、こういうふうにかんがりの効果が出てきておりますし、第三者移譲によります移譲面積のトータルも三万ヘクタールを超すという状況になってきています。出てきているというふうに考えております。

○神田委員　今回の改正内容は、従来の本制度の改正あるいはほかの公的年金制度の抜本的改正に比べて非常に厳しいものとなっているわけであります。なぜこのような厳しい内容になったのか、その具体的事情並びに年金の財政事情について説明をしていただきたいと思ひます。

○井上(書)政府委員　今回の改正につきましては、給付の方につきましては公的年金制度の改革の方向に即して適正化を図っていく、それから、保険料の方につきましては現行の保険料をかなり引き上げて負担をしていただくという内容になっているわけでございまして、これは第一に、高齢化社会の進展ということ、農村におきましても例外ではございません、むしろ一般の社会よりも高齢化が先行して進んでいくわけでございます。そういうことが年金財政にも反映をしております。年金財政の安定を図ることがどうしても必要になってきているわけでございまして、

それから第二番目には、兼業化が進んでまいりまして、経営移譲の相手方に占めます被用者年金加入後継者、いわゆるサラリーマン農家と言われているわけでございまして、割合が増加をいたしまして、構造政策の効果の面から問題が出てきているという事。

それから第三番目には、国の財政支出の問題でございまして、昨今財政状況が非常に悪いという状況でございまして、他の公的年金につきましても、拠出時、給付時双方の高率の補助というものはもう既になくなっていくわけでございまして、また、その補助対象につきましても政策性を問われてきている、こういった状況にございまして、そういう財政状況の変化と申しますか、そういったことにも配慮せざるを得なかったわけでございます。こういうことがあわせ重なりまして今回の改正をいたすようになった次第でございます。

○神田委員　年金の財政事情が厳しくなっている最大の理由が、年金被保険者の減少と年金受給者の

の大幅な増加、こういうことにその原因があると思ひますが、両者の動向について数字を挙げて現状と今後の見通しをお聞かせしたいと思います。

また同時に、本制度を長期にわたり安定的に運営するためには若年後継者の加入促進が必要であるわけでありまして、その実態はどのようなものか、今回の改正で加入促進が一体図られるのかどうか、その点をお聞かせしたいと思います。

○井上(書)政府委員　農業者年金の被保険者数でございますが、五十九年十二月末で九十九万人でございます。今後の動向につきましては、新規加入等の増加する要因、それから中途退退でありますとか六十歳に到達するといった減少する要因、それとそれと最近の傾向から推計いたしますと、六十五年にはおおよそ六十七万人程度になるというふうな考へております。

また、受給者数につきましましては、これは毎年四、五万人程度増加するわけでございまして、五十九年の十二月末には経営移譲年金の受給者数が三十五万九千人、農業者老齢年金受給者数が十五万九千人、こういうぐあいになっているわけでありまして、この今後の動向でございしますが、現在の被保険者の年齢階層分布をもとにいたしまして推計するわけでございまして、昭和六十五年に経営移譲年金受給者数がおおよそ六十六万人、老齢年金受給者数がおおよそ四十三万人、こういうふうに見込んであるわけでございまして、

これらの年金財政の健全化の方策にはいろいろなかことが考えられるかと思ひますが、やはり加入促進というのは非常に重要でございまして、その中でも若年後継者の加入促進というのが極めて重要だと考えているわけでございまして、従来からパンフレット等によります加入促進をPRをしてきたわけでございしますが、特に重点をいたしまして、経営移譲を受けた後継者でありまして未加入の者でありますとか、あるいは年金受給資格を得る関係では早く加入手続をとる必要がある

者がありますが、相対的に若齢者といいますが若い経営者といいますが、そういう人たちに重点を置きまして加入を促進してまいりたい、このように考へております。

現在の加入者の年齢階層別の分布を見ますと、四十歳以上の階層に属する加入者が圧倒的に多いわけでございまして、最近の加入の促進の努力によりまして、かなり若い人、つまり四十歳未満の人の加入者がふえてきているわけでございまして、また全体の加入者数につきましても、五十七年が二万六千人、それが五十九年には三万人というふうな徐々に増加をしてきているわけでございまして、さらに努力を傾注いたしまして加入者をふやしていきたい、このように考へているわけでございまして、

ただその場合、今回の改正で保険料を引き上げることになるわけでございまして、この点につきましましては、我が農業者年金におきましても、高齢化社会へ移行していく中でどうしてもそれに対応していく必要があるというところでございまして、その後についての負担がふえてくるわけでございまして、そういう状況をよく説明いたしまして、こととか、あるいは農業者年金制度は世代間の順送りの相互扶助を前提として、相互援助をもって成り立っているということも十分説明をしてまいりたいと思ひます。

なお、これは申すまでもないことでございまして、けれども、農業者年金には国庫補助もございまして、物価の上昇をスライドさせた年金額のアップということもあるわけでございまして、そういう点もあわせて説明をいたしまして、若年後継者の加入の促進に努めてまいりたい、このように考へる次第でございまして、

○神田委員　それでは年金水準の改定につきまして二、三御質問を申し上げます。今回の改正では年金水準を二十年かけて引き下げることになっておりますが、年金額は現行水準と比べてどのようになるのか、数字を示していただきたいと思ひます。

○井上(喜)政府委員 農業者年金の経営移譲年金の給付水準につきましては、従来から厚生年金の給付水準並みということにしております。今回においても同様の考え方に立っております。厚生年金は二十年かけて給付水準を上げていくわけですが、農業者年金も同様でございます。二十年たりました給付水準は、現行に比べまして約四割引き下げて、具体的には六〇・二％になる予定でございます。

○神田委員 経営移譲年金の算定に当たりましては、厚生年金の算定方式に農業所得を当てはめて算出する、こういう方式が採用されているわけですが、今回の算定に用いた農業所得は一体幾らなのか、また、この場合の農業所得はどのように算出をしたのか、お伺いしたいと思います。

○井上(喜)政府委員 年金単価の算出に用いた農業所得は、今回は十三万一千円でございます。これは五十九年度単価でございます。

この算出方法でございますが、農家経済調査によりまして昭和四十六年から五十八年度までの平均農業所得を基礎にいたしたわけでございます。その中で昭和五十五年から五十八年については米等について作況指数一〇〇を割る状況が続いたわけでございますので、それらについては平均作、作況一〇〇ということで補正を行っております。その農業所得をベースにして計算したわけでございますが、計算方法はこれまでと同様でございます。四十六年から五十八年の期間について、直線回帰あるいは片対数回帰、三次曲線回帰、それから農業所得の平均、こういった四つの方法を用いて計算をいたしまして、その中で最高の農業所得をとったということでございます。

ちなみに申し上げますと、最低が十二万円ということになります。十二万円から十三万一千円の中で、高い方の十三万一千円をとりまして農業所得といたしました、こういうことでございます。

○神田委員 農業所得十三万一千円ということですが、自立経営農家あるいは中核農家の農業所得と比べた場合にはこれは非常に低いという

指摘もあるわけでありまして。そういう意味におきまして、今後農業所得の算出方法を改善する用意があるかどうか、低過ぎるという指摘についてはどういうふうにお考えになりますか。

○井上(喜)政府委員 農業者年金加入者の農業所得でございますので、この加入者の所得の平均をとるといのが一番妥当かと思うわけでございます。すけれども、そういうことが実際問題としてできないわけでございますので、農家経済調査を基礎にいたしまして、この中から当然加入規模であります五十アル以上の農家の農業所得を年金加入農家の階層別構成比でウェイトいたしまして平均の農業所得を算出して、これを給付水準の算定基礎にした、農業所得にした、こういうことでございます。

確かにこの水準は自立経営農家なり中核農家の農業所得に比べますと低いとは思いますが、すけれども、この年金の算定基礎といたしましては平均的なものにとっていくことが一番妥当ではなからうか、こういうことでただいまのような方法を用いて算定をしていく次第でございます。

○神田委員 そうしますと、この農業所得の問題については今後改善するという考え方はお持ちになりますか。

○井上(喜)政府委員 農業所得につきましてはいろいろな考え方があろうかと思えます。加入農家個々に所得が違いますので個々に農業所得を設定していくという考えもありましようし、ただいま御指摘のように比較的経営規模が大きい、したがって農業所得の多い農家を算定の基礎にしていこうという方法もあるかと思うわけでございますけれども、給付に對しましては、保険料の負担ということもございまして、かつまたこれは国の助成もあるわけでございまして、そういった点を考えますと、年金に加入しております農家の平均所得というものを、それが把握できない場合、それに最も近いものを基礎にしていこうが一番妥当な方法じゃないかと考えるわけでございます。現在、農家経済調査を基礎にいたしまして、

当然加入規模の五十アル以上の農家の農業所得を年金加入者の経営規模別の構成比でウェイトをつけまして算定しているわけでございますけれども、それ以上にもう少し平均的な所得を算定するいい方法がありましたら我々としては検討してみたいと思っております。どうも物の考え方としては、そういった年金加入農家の平均所得をいかにして客観的に正しく把握してなるべくその実態に近いような所得にしていこうか、これが課題だと考えておるわけでございます。

○神田委員 次に、サラリーマンの後継者等への経営移譲の場合に、経営移譲年金の額に四分の一の格差を設ける、こういうことになっておりますが、なぜそのような措置を講じたのか。

また、本措置により年金額に格差を設けられる者は何％ぐらいになるのか、その見通しを御説明いただきたいと思います。

○井上(喜)政府委員 たびたび申し上げておりますように、農業者年金制度は老後保障とともに適期の経営移譲をする、そういった政策目的を持っているわけでございます。

現在の経営移譲の状況を見ておきますと、当初考えましたようなそういう目的に照らしまして必ずしも円滑にいつているようには考えられないわけでございます。この際、農業者年金法の趣旨に照らしまして、よりその政策に適合している農家に對しましては一定の加算をしていく、優遇していくといえますか、そういう措置をとる必要があるのではないかと考えまして、いわゆるサラリーマン後継者とは四分の一の格差をつけたわけでございまして、その基準といたしましては、農業者年金の被保険者等の農業に常時専従する者に對しまして経営移譲します場合には、従来のような考え方の経営移譲年金を支給するというふうな考えでいる次第でございます。

また、こういった措置につきましては、長期的に見まして年金財政の安定にも寄与していきまうし、将来の保険料負担の軽減にも結びついていくと考えるわけでございます。

これにつきましては私も内部でも十分検討をいたしましたわけでございまして、先ほど申し上げました農業者年金制度研究会におきましても関係者の御意見を伺ったわけでございまして、やむを得ない措置ではないかということであったと思うわけでございます。

ただ、格差を設けるといってしましても、格差を設けられた経営移譲者につきましては老後の生活といたしまして、老後の生活の基礎的な生活費が保障される、そういう水準を保つ必要があるということで、その点を配慮いたしました格差となつておるわけでございまして。そういう点で農業者の老後保障にも配慮したつもりでございます。

それから、どの程度の人が格差をつきました年金を受給するのかということでございますけれども、現在経営移譲をいたします場合の被用者年金加入後継者は約五〇％というぐあいになっておるわけでございまして、現時点でそういうふうになつておるわけでございまして、この程度にとどまるものというふうには考えているわけでございまして。

○神田委員 本措置は、既に年金に加入をしている人たちに對しましては、見方からしますれば権利の不当な侵害になるのではないかと、こういう指摘もあつた。また、本措置が経営移譲の促進に悪影響を及ぼすのではないかと、こういうふうな指摘をされておられますが、この点についてはどういふお考えでありますか。

○井上(喜)政府委員 これも先ほど御答弁申し上げたわけでございまして、農業者年金、とりわけ経営移譲年金といふものは非常に政策性の強い年金でございます。それだけに国の補助もかなり高率のものがあるということでございます。私どもといたしましては、構造政策の推進という、そういう政策の適合度によりまして受け取ります年金額に差がつくというのやむを得ないことではなからうかというふうには考えるわけでござい

○井上(喜)政府委員 農業者老齡年金につきましては、たびたび本委員会におきまして附帯決議を

合は年金額が低くなるというふうなことになっておりまして、これは制度の仕組みとしてそのようになるわけでございます。この点につきましても従来どおりでやむを得なかったわけでございますし、保険料等のことを考えますとなかなか現行の制度を動かす、改正していくということは難しいわけでございます。

○井上(喜)政府委員 この数字につきましても余り確定的なことは申し上げられないわけでございます。最近、農家の在宅勤務者というのがかなり

今回財政再計算をしてみますと、年金財政が均衡するに必要な保険料の金額は、これは月額でございすが一万三千二百三十八円となるわけでございます。これは現行の保険料に比べまして約二倍にもなるという水準でございますので、今回は農家の負担を勘案いたしまして、急激に負担が

増大することを避けまして、昭和六十二年の保険料を八千円といたしまして、以降昭和六十六年度まで毎年八百円ずつ段階的に引き上げる、このようにいたしておるものでございます。

それから、農家の負担程度の問題でございますが、これは六十二年から農業者年金の保険料が月額で八千円になるわけでございます。もちろんこれは五十九年度価格で申し上げております。これに夫婦二人の国民年金の保険料を合わせた保険料負担は、六十二年で月額二万二千六百円ということになります。農家所得全体から見ますとこれは五・一％の負担になるわけでございます。保険料をかなり高くする、引き上げるということでございますけれども、まず農家に与えられても受け入れ可能な水準ではなからうかというふうに考えているわけでございます。

それから、保険料を大幅に引き上げるということにいたしましたわけですが、年金財政の長期の見通しというものはなかなか厳しい条件のもとにあるわけでございます。当面の措置といたしましては今回の改正をしたわけでございまして、かつまた当面の財政の収支の見通しにつきましても、六十二年度末から単年度収支が赤字になるといいますものの、なお六十年年度末で六千億円という資産があるわけでございます。したがって、当面の運営には支障は来ないと考えるわけでございますが、その先を考えますと、年金財政の健全化、安定化ということはやはり非常に重要なこととございます。

私どもも、そういうような観点に立ちまして、今後の農業者年金のあり方、負担と給付あるいは経営移譲年金の支給開始の年齢等、基本的な枠組みに係る問題等につきまして検討を進めていかなければいけない、このように考えている次第でございます。

○神田委員 次に、国庫補助の改定につきまして、三御質問を申し上げます。

今回の改正では、国庫補助につきまして、拠出時補助を廃止をし、経営移譲年金に対する給付時

補助を従来の三分の一から二分の一に高めることとしていたわけですが、なぜこのような国庫補助体系の改定を行ったのかをまず御説明をいただきたいと思っております。

○井上(喜)政府委員 ただいま御指摘のような改正をいたしましたのは、第一には、拠出時と給付時の双方に国庫補助をしている例が他の公的年金にないということでございます。農業者年金独特のものであったわけでございます。

それから第二には、今回の公的年金制度の改正では、国庫補助というのは基礎年金部分に集中をするわけでございます。国民年金は給付時の三分の一の補助をしておりまして、この三分の一に集中をいたしまして、上乗せ年金の部分には補助がされない、こういうことになってきているわけでございまして、農業者年金につきましても国庫補助を継続していくこととでありまして、やはり政策年金に結びつけた補助でなければならぬわけでございまして、そういったことを明確にする必要があったわけでございます。

さらに三番目には、国の財政状況が非常に苦しい、厳しいということとございまして、財政支出の効率化を求められているわけでございます。そういった点も勘案いたしまして今回のような拠出時補助を廃止したわけでございます。

ただ、この措置にかわりまして、当分の間ではございすけれども、経営移譲年金の給付に要する費用の額の六分の一を補助をするということになっております。したがって、経営移譲年金の給付につきましては、基本の三分の一の補助がございす。それに六分の一の補助を加えますと二分の一ということになるわけでございまして、その経営移譲年金給付の補助を引き続き行うというところに相なった次第でございます。

○神田委員 今回の国庫補助体系の改定は、年金財政に悪影響を及ぼすおそれがある、このように考えております。

そして、そういうことでありますならば、政策年金として位置づけられている本年金に對しまし

て国の責任の放棄をも意味することでありまして、年金財政が非常に厳しい折でもあります。今後国庫補助率を高める用意があるのかどうか、その点はいかがでありますか。

○井上(喜)政府委員 今回の改正におきまして、保険料の拠出時補助の廃止をいたしまして給付時の補助率のかさ上げをするわけでございますけれども、これを全体で考えてみますと、国庫補助は現状に比しまして約一割弱の減少になるわけでございます。

今回の措置が年金財政にどのような影響を及ぼすかということでございますけれども、確かに補助金は減少するわけでございまして、影響があることはあるわけでございまして、大幅な影響を及ぼすことにはならない、そのように考えているわけでございます。

それから、これから農業者年金に対する助成をどのようにしていくのかという趣旨の御質問でございますけれども、農業者年金制度が政策年金である限り、引き続き補助を行っていくべきものと我々は考えているわけでございます。しかし、現下の国の財政状況は非常に困難な状況にあるわけでございまして、そういう点は我々としても十分に認識するわけでございすけれども、この農業者年金が持ちます構造政策の推進ということも極めて重要でございますので、今後とも政策年金としての役割を一層高めるように配慮しながら、政策効果に応じた国庫補助が行われるように我々としても引き続き努力していきたい、このように考えておる次第でございます。

○神田委員 大臣が参議院の方に行かれるようでありまして、一つ大臣に御質問を申し上げます。

いろいろ今この改正案の問題点につきまして質疑をやりとりしているわけでありますが、こういう中で大変厳しい状況が続いているわけであります。今後ともそういう形で推移するというふうなことでありまして、こうした事態を放置しますれば、最終的には結局財政面からこの制度が自己崩壊してしまふ、こういう危険性も非常にあるわけでありまして、こうした事態を避けるためにはいかなる方策を講ずるべきなのか、場合によっては制度の抜本的見直しも必要であるというふうに考えておりますが、政府として本制度の今後のあり方につきましてどういった検討を加えようとしているのか、御答弁をいただきたいと思っております。

○佐藤國務大臣 神田先生にお答えいたします。先ほどの質疑をずっと聞かせていただいておったわけでありますが、今後におきましては、農業者年金制度を長期的に安定した制度として維持するとともに、政策年金としての役割を高める観点から、給付と負担のあり方あるいは経営移譲年金の支給開始年齢等の制度の基本的枠組みに係る問題等について、部内に設けられております研究会等の場において十分検討したいと考えております。

○神田委員 それでは、時間がありますので、あと二、三、ちょっと局長さんに御質問を申し上げます。まず、今回の改正におきまして、農協等の常勤の役員に選挙または選任された者については農林年金の加入期間を農業者年金の受給資格期間に算入する、こういう措置を講ずることとしておりますが、この対象を農林水産業団体の役員のみに限定した理由は何なのか。

また、これによりどの程度の人数が救済される見通しなのか、この点につきましてお答えをいただきたいと思っております。

○井上(喜)政府委員 今回の空期間の通算措置の適用の対象になります団体の範囲でございますが、これは趣旨をいたしましては、農業協同組合等でその役員が選挙をされまして、御本人は農業経営を引き続きやりたいと思っておりますのに、やむを得ず組合の常勤役員になりまして被用者年金に加入せざるを得ないというふうな状況になることであるわけでございす。これらの点につきましては、必ずしも自分が望んで就任するのでは

ないということでもあるわけでございますので、これまでの要望にこたえまして空期間として通算をするという措置にしたわけでございます。

私どもとしては、その団体の範囲といったしましては、農業協同組合でありますとか土地改良区でありますとかで、農業者が自主的に組織をしておりまして、農林漁業者の社会的、経済的地位の向上を図るということ、非営利法人であるということ、それから大部分の役員が農業者の中から選挙、選任される、こういうような団体の常勤役員を予定しております、言ってみれば自分のやっております農業と非常にかかわりの深い、そういう団体でありまして、ある意味におきます農業経営を若干延長した先にある、そういったポストというふうに考えまして、その空期間の通算措置をとったわけでございますし、そういう団体に限定したのも、農業とのかかわりの中でただいまのようなことで限定をしていったわけでございます。

この措置の対象になります員数でございますが、私も必ずしも十分把握してないわけでございますが、五十名程度は毎月出てくるのではないかと、こういうふうに考えております。

○神田委員 最後に、主婦の加入の問題であります。近年農村の農業労働力の中で主婦の占める比重が非常に高まってきているわけであり、年金への加入資格を与えることが従来から非常に強く要望をされてきたわけであり、政府はいかなる検討をしてきたのか、今後この実現の見通しはあるのかどうか、この辺はいかがでありますか。

○井上(喜)政府委員 農業者年金の加入資格は、やはり農業経営主であるということでございます。具体的には、経営対象の農地につきまして所有権なりあるいは使用収益権を持っているということでございます。そのことと、もう一つは、同時に農業経営を現に行っているということでございます。主婦につきましてもこういう要件に該当いたします場合は加入できるわけでございます。

ただ、経営主が男でありまして所有権なり使用収益権についてもその男が持っているというような場合につきましては、主婦が常時農作業をしておりましても農業者年金の加入要件を満たさないわけでございます。しかし、加入の要件を満たしまして加入しております人も全体の四割に当たります三万七千名弱いるわけでございます。

この主婦の年金加入につきましても従来からいろいろの要望がありますことは我々承知をしているわけでございますけれども、農業者年金という制度の仕組みから、この加入を認めていくということとはなかなか難しい問題があるように思うわけでございます。

○神田委員 終わります。

○今井委員長 次回は、来る二十一日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十分散会

農林水産委員会議録第四号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

云 一 二 三 やみ増羽者を やみ増羽者も
七 三 六 「我が国の食糧」 「我が国の食料」
七 三 三 「日本の食糧」 「日本の食料」

同 第十号中正誤

ペジ 段 行 誤 正
六 四 〇 肥肉牛の購入 肥育牛の購入

第一類第八号

農林水産委員会議録第十八号

昭和六十年五月十五日

昭和六十年五月二十三日印刷

昭和六十年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局